

平成28年度都道府県・市区町村等 日本語教育担当者研修 《 資 料 》

● プログラム	… 1
● 施策説明資料	
・文化庁文化部国語課	… 4
・文部科学省大臣官房国際課	… 17
・文部科学省初等中等教育局国際教育課	… 19
● 報告資料	… 28
・文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における審議内容について	
● 演習1	… 39
● 事例報告資料1	… 45
・佐賀県	
「外国人がどこよりも日本語を学べる佐賀県づくり ～最も日本語を学びやすい地域をめざして～」	
● 事例報告資料2	… 58
・宮城県角田市	
「市の職員のコーディネートによる日本語教育の実施」	
● 演習2・3	… 70
・「日本語教育体制整備ことはじめ—地域で活かす連携のメソッド」	
● 文化庁の日本語教育についての主な取組と2016年度年間予定	… 79

平成28年度都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修 実施要項

平成28年5月30日
文化部長決定

1 趣旨

我が国に在留し、定住化する外国人を社会の一員としてしっかりと受け入れ、日本語能力が不自由であるために社会から排除されないようにするために、日本社会におけるコミュニケーション手段である日本語を習得するための体制を整える必要がある。

そこで、全国都道府県及び市区町村等の日本語教育担当者が一堂に会して、国、地方公共団体等の取組についての情報交換と、地域における日本語教育施策の企画立案能力の向上を目的とした研修を実施する。

2 開催日時、場所

平成28年7月1日（金）午前10時30分～午後5時30分

文部科学省13階 13F1～3会議室（東京都千代田区霞が関3-2-2, 03-5253-4111）

3 主催

文化庁

4 対象

「生活者としての外国人」の日本語教育を担当する全国の都道府県及び市区町村の日本語教育担当部署の職員、又は、当該地方公共団体が設置した国際交流協会等（※）において日本語教育事業を担当している職員

※ ここで言う国際交流協会とは、以下の団体とする。

（条件）

- ① 地方公共団体が設立した
- ② 地方公共団体が事務局を務める
- ③ 地方公共団体から補助金等を受けている
- ④ 地方公共団体の施設の指定管理を行っている

①～④のいずれかを満たす団体のうち、地域における国際交流、多文化共生、外国人支援等に関する事業を行う団体。

※ 会場の都合により先着70名までとする。定員を超えた場合、原則として各団体1名までの参加とする。

5 内容（敬称略）

① 開会挨拶

文化庁文化部長

内丸 幸喜

② 施策説明

○説明者

文化庁文化部国語課長

岸本 織江

文部科学省大臣官房国際課国際協力企画室長補佐

小林 克嘉

文部科学省初等中等教育局国際教育課主任学校教育官

齋藤 潔

③ 報告 「文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における審議内容について」

○報告者

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会主査、

東京外国語大学教授・留学生日本語教育センター長

伊東 祐郎

④ 演習 「日本語教育体制整備ことはじめ—地域で活かす連携のメソッド」

○講師

平成26-27都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修講師
 平成22-26地域日本語教育コーディネーター研修担当講師,
 東海日本語ネットワーク副代表 米勢 治子

実践事例1 【佐賀県】

○報告者

「外国人がどこよりも日本語を学べる佐賀県づくり
 ～最も日本語を学びやすい地域をめざして～」

佐賀県地域交流部国際課参事 山津 善直
 公益財団法人佐賀県国際交流協会企画交流課長 矢富 明徳

実践事例2 【宮城県角田市】

○報告者

「市の職員のコーディネートによる日本語教育の実施」
 角田市総務部政策企画課協働交流係長

佐藤 蔵人

6 日程

10:00	10:30	10:40	11:30	12:00	13:10	13:20	15:15	15:30	17:00	17:30
受付	① 開会挨拶	② 施策説明	③ 報告	昼食・休憩	④ 演習	実践事例	休憩	演習 質疑応答	閉会	

7 その他

- ・本研修の参加費は無料とする。
- ・本研修の参加に係る経費・宿泊費等は各参加者の負担とする。

日本語教育体制整備ことはじめ

—地域で活かす連携のメソッド—



日時：平成**28**年**7**月**1**日（**金**） 午前10時30分～午後5時30分
場所：文部科学省13階 13F 1～3会議室（東京都千代田区霞が関3-2-2）
対象：都道府県・市区町村の日本語教育担当部署の職員，当該地方公共団体が
設置した国際交流協会等の職員
申込：事前の登録が必要です。別添の出席登録票にてお申込みください。

1. 日本語教育に関する施策説明・・・文化庁、文部科学省
2. 日本語教育小委員会における審議状況報告
3. 演習〔講師：東海日本語ネットワーク副代表 米勢 治子氏〕

ワークショップ① 実践事例から学ぶ

実践事例1 「佐賀県×佐賀県国際交流協会」

「外国人がどこよりも日本語を学べる佐賀県づくり
～最も日本語を学びやすい地域をめざして～」

佐賀県
公益財団法人佐賀県国際交流協会
山津 善直氏
矢富 明德氏

実践事例2 「宮城県角田市」

「市の職員のコーディネートによる

日本語教育の実施」

角田市

佐藤 蔵人氏

ワークショップ② 日本語教育の体制整備の実現に向けた10のステップ

日本語教育の体制整備に向け，自分の地域では何ができるかワークショップを通じて考えてみましょう。

※本研修は「生活者としての外国人」に対する日本語教育を担当する自治体職員等を対象としております。
外国人児童生徒等を対象とした学校教育に特化した研修ではありません。

施 策 説 明 資 料

文化庁文化部国語課

平成28年度都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修

在住外国人の現状と 文化庁における日本語教育施策

平成28年7月1日(金)

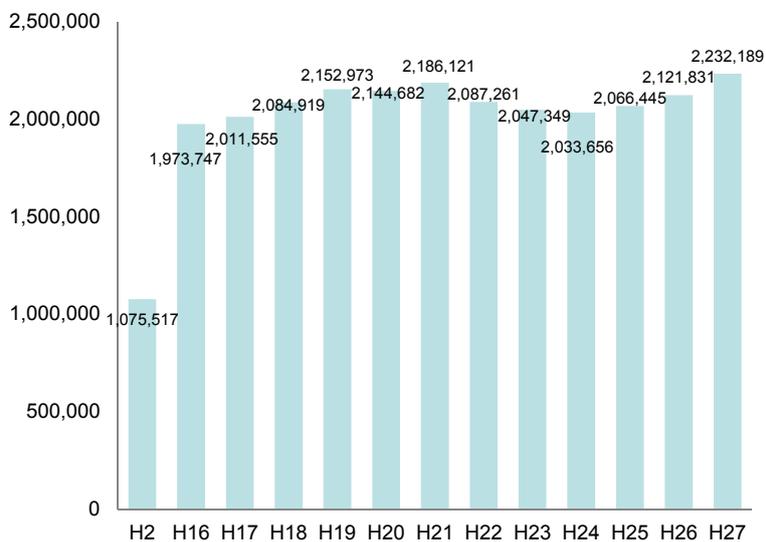
文化庁文化部長
岸本 織江



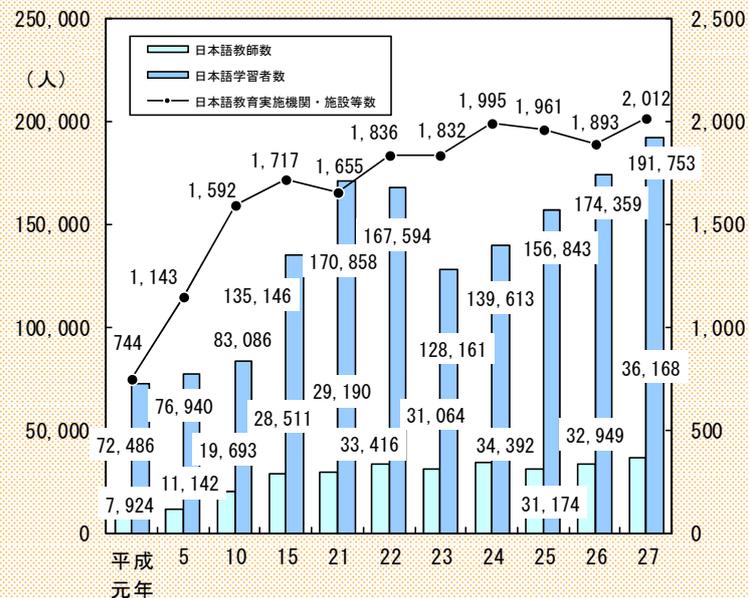
国内の日本語学習者数等の推移

- 平成27年末現在で、在留外国人数は約223万人となり、我が国人口の約1.7%を占める。
- 国内の日本語学習者数は、長期的には増加傾向にあり、平成27年には約19万人。
- 平成23年は東日本大震災の影響等により約4万人減少したものの、ほぼ回復している。

在留外国人数の推移



国内の日本語学習者数等の推移

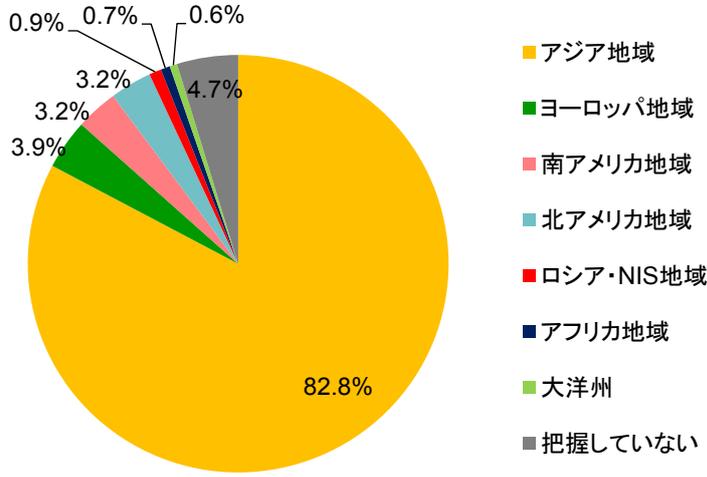


※H23までは外国人登録者数、H24以降は在留外国人
いずれも法務省調べ（各年末現在）

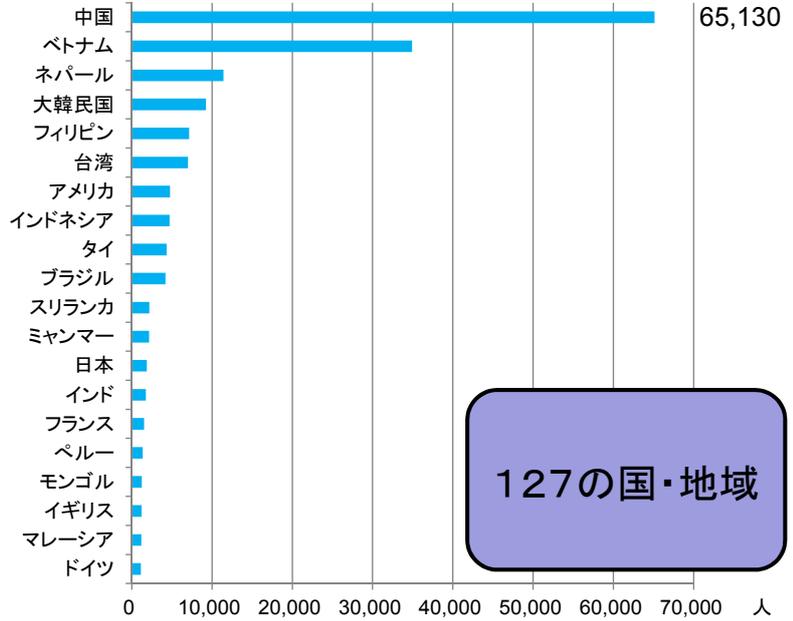
※文化庁調べ（各年11月1日現在）
※平成27年については、暫定値。変動する可能性があります。1

- 国内の日本語学習者数約19万人のうち、8割をアジア地域の出身者が占める。
- 国・地域別では、中華人民共和国が6万5千人と最も多く、ベトナム、ネパールと続く。

出身地域別の日本語学習者数



国・地域別の日本語学習者数 (上位20か国・地域)



127の国・地域

※出典：文化庁「国内の日本語教育の概要」平成27年11月1日現在
※平成27年については、暫定値。変動する可能性があります。

外国人に対する日本語教育の推進

(27年度予算額 208百万円)
28年度予算額 210百万円

審議会における検討

○文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における検討

「生活者としての外国人」に対する日本語教育について、①「標準的なカリキュラム案」(平成22年5月)、②「活用のためのガイドブック」(平成23年1月)、③「教材例集」、④「日本語能力評価」(平成24年1月)及び⑤「日本語指導力評価」(平成25年2月)を取りまとめ。[平成25年度以降、周知・活用を図る。]

また、日本語教育小委員会の下に設置した課題整理に関するワーキンググループにおいて、⑥「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について(報告)」(平成25年2月)、日本語教育小委員会において⑦「日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について(報告)」(平成26年1月)を取りまとめ。

平成28年2月には、「地域における日本語教育の推進に向けて一地域における日本語教育の実施体制及び日本語教育に関する調査の共通利用項目について」(報告)を取りまとめ。

具体的な事業の実施

「生活者としての外国人」のための日本語教育事業

(27年度予算額 150百万円)
28年度予算額 150百万円

○地域日本語教育実践プログラム

・「標準的なカリキュラム案」等の活用による取組

「標準的なカリキュラム案」等に準拠し、地域の実情に応じた日本語教育の実施、人材の養成及び教材の作成を支援

・地域資源の活用・連携による総合的取組

地域の文化活動・市民活動等に外国人の参加を促しつつ日本語教育を実施する取組や、日本語教育に関する地域における連携体制を構築・強化する取組等を支援

○地域日本語教育スタートアッププログラム **新設**

日本語教育のノウハウを有していない自治体に対し、アドバイザーの派遣等の支援を実施

○地域日本語教育コーディネーター研修

一定の経験を有し、日本語教育プログラムの編成やその実施に必要な連携・調整に携わっている者を対象に研修を実施

条約難民及び第三国定住難民に対する日本語教育

(27年度予算額 42百万円)
28年度予算額 43百万円

条約難民及び第三国定住難民に対する定住支援策として日本語教育を外部に委託して実施

平成27年度は、新たに定住後の第三国定住難民にとって課題となっている日本語の読み書き能力の維持・向上のため、通信による学習教材及び支援ツールを開発し、定住先の自治体及び支援団体と連携し、運用体制を構築

日本語教育に関する調査及び調査研究

(27年度予算額 8百万円)
28年度予算額 8百万円

○日本語教育に関する実態調査

日本語教育実施機関・施設等に関する実態を把握するための調査を実施

○日本語教育の総合的な推進に向けた調査研究

日本語教育小委員会での11の論点の検討結果を踏まえた日本語教育を推進する調査研究を実施

日本語教育研究協議会等の開催

(27年度予算額 5百万円)
28年度予算額 5百万円

○日本語教育研究協議会

「標準的なカリキュラム案」等を相互に有効に活用する方法を解説したハンドブックを活用し、東京と大阪で協議会を開催

○都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修

地域における日本語教育に係る施策等の企画・立案能力の育成・向上を目的とした研修を実施

○都道府県政令指定都市日本語教育推進会議 **新設**

今後の連携のあり方等について議論するため、都道府県政令指定都市の担当者を構成員とする会議を開催

省庁連携日本語教育基盤整備事業

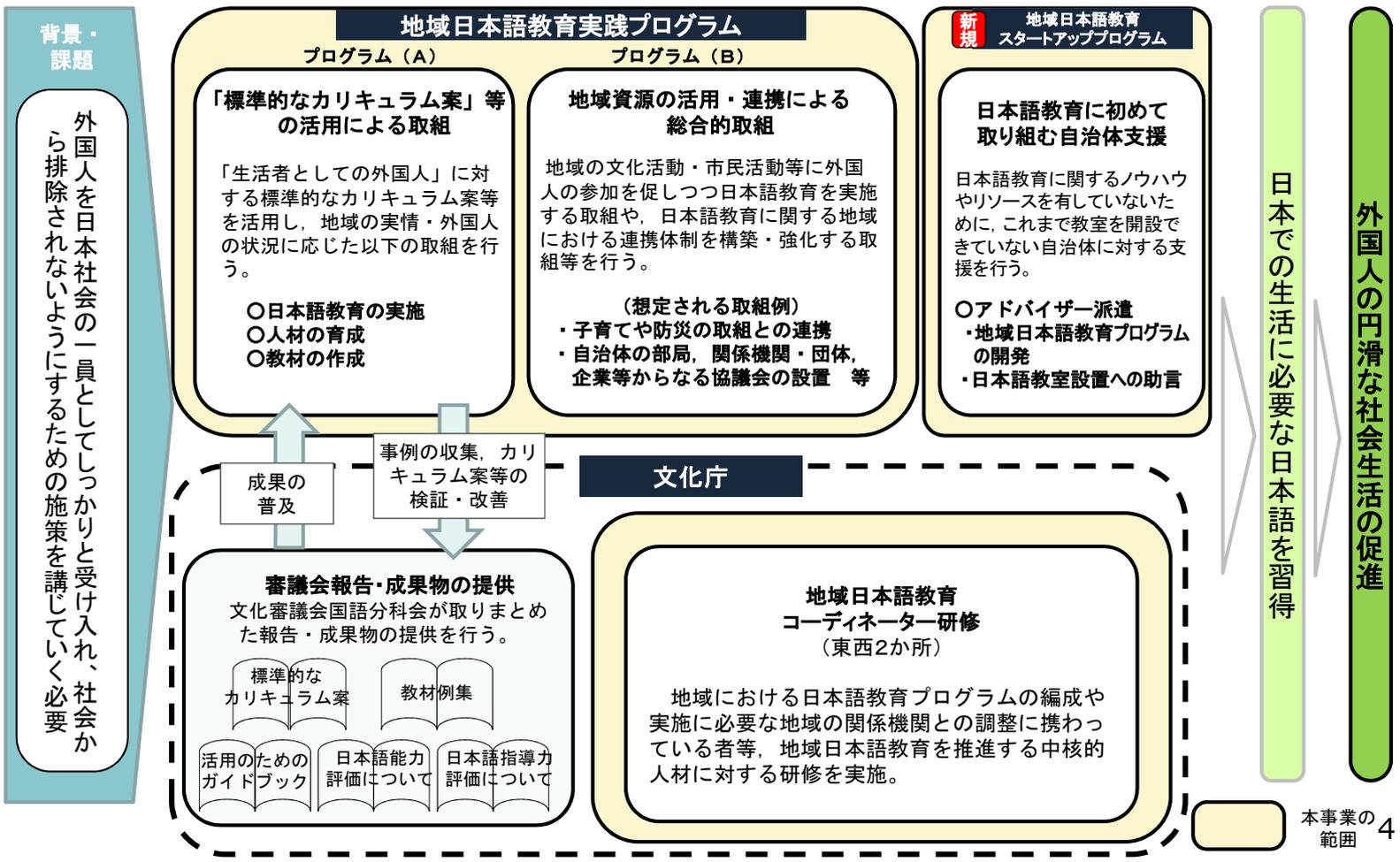
(27年度予算額 4百万円)
28年度予算額 4百万円

○日本語教育コンテンツ共有化推進事業

日本語教育に関する教材等のコンテンツを共有し、インターネットを通じて横断的に利用できるシステムである「NEWS」を運用するとともにコンテンツの充実を図る

○日本語教育推進会議

関係府省及び関係機関等による会議の開催を通じて、日本語教育に関する情報の共有化を図る



自治体による取組事例 (H27年度)

「生活者としての外国人」のための日本語教育事業

● 地域日本語教育実践プログラムA

- 徳島県
「徳島で暮らす外国人のための日本語教育事業」
・日本語ができないために地域社会から孤立してしまう外国人が発生しないよう、日本語学習機会の提供とともに生活支援を行い国籍等に関わらず安全・安心に暮らすことができる地域作りを推進するため、日本語教室を中心とした基盤を整備した。
- 公益財団法人東広島市教育文化振興事業団
「日本語による発信能力養成のための日本語教育事業」
・日本語教室が開設されていなかった地区に日本語での発信力を促す交流型の日本語教室を開設し、それに合わせた教材開発を行うとともに学習者をサポートできるボランティアの養成を行った。

● 地域日本語教育実践プログラムB

- 長野県
「バイリンガル指導者を活用した日本語学習支援事業」
・同国人に対して日本語と母語で生活に必要な日本語表現の指導や日本社会の習慣・マナーを伝えるバイリンガル人材を育成、活用した日本語教室を実施した。また、県内いくつかの地域をネットワークでつなぐとともに、一般への意識啓発等も行った。
- 総社市
「総社市地域参加型生活サポート日本語教育事業」
・多様な機関等との連携・協力により「地域でつながる日本語教室」を実施、また日本語学習サポーター（ボランティア）の養成を行うとともに防災訓練や子育てに関わる事業を地域連携の元推進し日本語教育の体制整備事業を行った。
- 公益財団法人 千葉市国際交流協会
「千葉市及び近隣地域における「生活者としての外国人」に対する日本語教育社会参加支援体制整備事業」
・市内の日本語室がない区に着目し、その地域での日本語教室を実施している。日本語教室の運営では、日本語能力の向上と地域社会への参加意欲促進を図ることを心がけ、支援者研修や地域における外国人理解と成果普及・関係機関のネットワーク化に取り組んだ。

※平成28年度の自治体への委託は以下のとおり。

＜実践プログラムA＞

- 徳島県
- 公益財団法人大垣国際交流協会

＜実践プログラムB＞

- 長野県
- 公益財団法人福島県国際交流協会
- 松本市
- 飯田市
- 駒ヶ根市
- 公益財団法人浜松国際交流協会 等

平成28年度「生活者としての外国人」のための日本語教育事業
【地域日本語教育実践プログラム(A)】採択団体

No.	都道府県	市町村	実施機関名	代表者 職名	代表者氏名	採択金額 (千円)
1	北海道	札幌市	SIL 札幌日本語学校	代表	島 治美	2,698
2	東京都	品川区	社会福祉法人さぼうとにじゅういち	代表理事	吹浦 忠正	2,990
3	東京都	台東区	株式会社インターカルト日本語学校	代表取締役	加藤 早苗	2,699
4	東京都	豊島区	学習院大学	学長	井上 寿一	2,690
5	東京都	港区	公益社団法人国際日本語普及協会	理事長	関口 明子	2,691
6	東京都	福生市	特定非営利活動法人青少年自立援助センター	理事長	工藤 定次	2,674
7	神奈川県	横浜市	NPO法人多文化共生教育ネットワークかながわ(ME-net)	理事長	高橋 徹	2,700
8	岐阜県	大垣市	公益財団法人大垣国際交流協会	知事長	田中 良幸	2,700
9	静岡県	浜松市	特定非営利活動法人日本語教育ボランティア協会	理事長	河合 世津美	2,673
10	静岡県	浜松市	静岡県ベトナム人協会	会長	山田 明	1,702
11	大阪府	大阪市	特定非営利活動法人多文化共生センター大阪	代表理事	田村 太郎	2,999
12	兵庫県	神戸市	特定非営利活動法人神戸定住外国人支援センター	理事長	金 宣吉	2,399
13	兵庫県	神戸市	兵庫日本語ボランティアネットワーク	代表	村山 勇	1,638
14	和歌山県	岩出市	つながれジャパニーズ	代表	服部 圭子	2,572
15	徳島県	徳島市	徳島県	知事	飯泉 嘉門	2,400
16	福岡県	福津市	NPO多文化共生プロジェクト	代表	深江 新太郎	2,379
17	佐賀県	白石町	佐賀県日本語学習支援“カスタネット”	代表	池上 順子	2,698

平成28年度「生活者としての外国人」のための日本語教育事業
【地域日本語教育実践プログラム(B)】採択団体

No.	都道府県	市町村	実施機関名	代表者職名	代表者氏名	採択金額(千円)
1	福島県	福島市	公益財団法人福島県国際交流協会	理事長	今野 順夫	3,190
2	栃木県	小山市	株式会社きぼう国際外語学院	代表取締役	竹内 靖	2,698
3	群馬県	前橋市	国立大学法人群馬大学	学長	平塚 浩士	3,599
4	埼玉県	さいたま市	地球っ子クラブ2000	代表	高柳 なな枝	1,201
5	千葉県	千葉市	公益財団法人千葉市国際交流協会	理事長	金網 一男	3,599
6	東京都	新宿区	特定非営利活動法人・PEACE	理事長	マリップ・セン・ブ	2,396
7	東京都	港区	株式会社アルーシャ	代表取締役	岩瀬 香奈子	2,699
8	神奈川県	横浜市	NPO法人ABCジャパン	理事長	安富祖 美智江	2,700
9	神奈川県	川崎市	認定特定非営利活動法人教育活動総合サポートセンター	理事長	藤田 力	2,266
10	石川県	小松市	小松市国際交流協会	会長	綾 美寿恵	2,644
11	長野県	長野市	長野県	知事	阿部 守一	2,950
12	長野県	松本市	松本市	市長	菅谷 昭	1,988
13	長野県	飯田市	飯田市	市長	牧野 光朗	1,793
14	長野県	駒ヶ根市	駒ヶ根市役所	市長	杉本 幸治	922
15	岐阜県	可児市	特定非営利活動法人可児市国際交流協会	理事長	小澤 勉	3,600
16	静岡県	浜松市	公益財団法人浜松国際交流協会	代表理事	石川 晃三	1,648
17	静岡県	浜松市	一般社団法人グローバル人財サポート浜松	代表理事	堀 永乃	2,699
18	静岡県	浜松市	特定非営利活動法人フィリピンナガイサ	理事長	中村グレイス	2,999

平成28年度「生活者としての外国人」のための日本語教育事業
【地域日本語教育実践プログラム(B)】採択団体

No.	都道府県	市町村	実施機関名	代表者職名	代表者氏名	採択金額(千円)
19	静岡県	磐田市	磐田国際交流協会	会長	高塚 勝久	3,000
20	愛知県	名古屋市中区	公益財団法人愛知県国際交流協会	会長	神田 真秋	2,700
21	愛知県	名古屋市中区	特定非営利活動法人多文化共生リソースセンター東海	代表理事	土井 佳彦	2,327
22	愛知県	岡崎市	Vivaおかざき！！	代表	長尾 晴香	2,699
23	愛知県	犬山市	特定非営利活動法人シェイクハンズ	代表理事	松本 里美	2,688
24	三重県	津市	特定非営利活動法人日本ポリビア人協会	理事長	山田ロサリオ	2,687
25	滋賀県	草津市	草津市国際交流協会	会長	白井 幸則	1,673
26	京都府	京都市	公益財団法人京都府国際センター	理事長	尾池 和夫	3,600
27	大阪府	大阪市	大阪府教育委員会	教育長	向井 正博	2,399
28	大阪府	豊中市	公益財団法人とよなか国際交流協会	理事長	松本 康之	3,000
29	兵庫県	神戸市	公益財団法人神戸YWCA	理事長	平山 芳子	2,698
30	岡山県	総社市	総社市	市長	片岡 聡一	2,000
31	広島県	東広島市	公益財団法人東広島市教育文化振興事業団	理事長	下川 聖二	1,641
32	沖縄県	那覇市	NPO法人沖縄国際人材支援センター	理事長	仲田 俊一	2,683

「生活者としての外国人」のための日本語教育事業 (地域日本語教育スタートアッププログラム)

趣旨

日本語教室が開催されていない地域に居住している外国人は現在、約50万人おり、こういった地域に居住する外国人に日本語を学ぶ機会を提供するために、日本語教室を開催したいと考えている自治体に対し、アドバイザーを派遣し、日本語教室が開設できるよう支援する。

経緯

- 入管法改正以来、この20数年間で定住外国人は、約100万人から約210万人へ倍増
- 本年6月閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015」や「日本再興戦略」改訂2015においては、外国人材の受入れ促進・活用などが盛り込まれた
- 2020年にはオリンピックも開催され、今後、さらに定住外国人の増加が予想される
- 日本語教室の開設状況は地域によって大きく異なる。
 - ・域内に日本語教室が開設されている市区町村は全体の約3分の1
 - ・日本語教育が実施されていない市区町村に居住している外国人の数は約50万人
 - ・そういった地域に住んでいる外国人は日本語を学びたくても日本語教室がない
 - ・自治体も日本語教室を開設したくても、ノウハウや人材を有していない

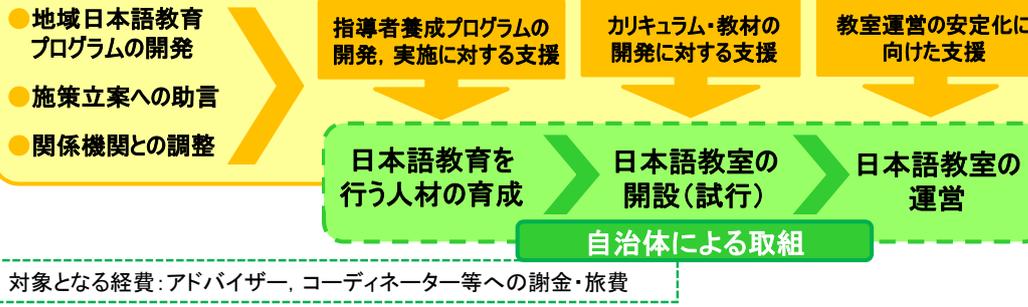
【文化審議会国語分科会日本語小委員会からの提言】

- 日本語教室は外国人にとって地域社会との接点であり、一つのコミュニティやセーフティネットとしての役割を担っている。
- 日本語教室が開設されていない市区町村における取組を促す制度に充実すべき
- 新たに日本語教育に取り組む市区町村に対し日本語教育に関するノウハウを伝えるアドバイザー等専門家を派遣するなど新たな支援の枠組みを設けるべき
- 自律的に日本語教育活動を継続できるような取組を促す仕組みを検討すべき

地域日本語教育スタートアッププログラム

期待される効果

アドバイザー派遣のイメージ



- 地域に日本語教室が開設される
- 外国人が孤立することが少なくなる
- 地域住民の地域社会への参画が増える
- 地域住民(日本人・外国人)が活躍
- 地域が活性化する

地域日本語教育コーディネーター研修①

1. 研修の目的

文化庁では、地域において日本語教育を推進していく立場を担っている方を対象に、「地域日本語教育コーディネーター」に必要な能力について理解を深め、その向上を図ることを目的とした研修を東京・大阪2か所で開催しています。



2. 研修の対象者

- 地方公共団体、国際交流協会、地域の日本語教室等で日本語教育プログラムの編成に携わっている方
- 日本語教育プログラムの実施に必要な地域の関係機関との調整に携わっている方
かつ、以下の条件を満たす方(東西各20名)

地域日本語教育に関する経験3年以上を有し、地方公共団体(都道府県及び市区町村(教育委員会を含む))、国際交流協会、又は社会福祉協議会が推薦する方。

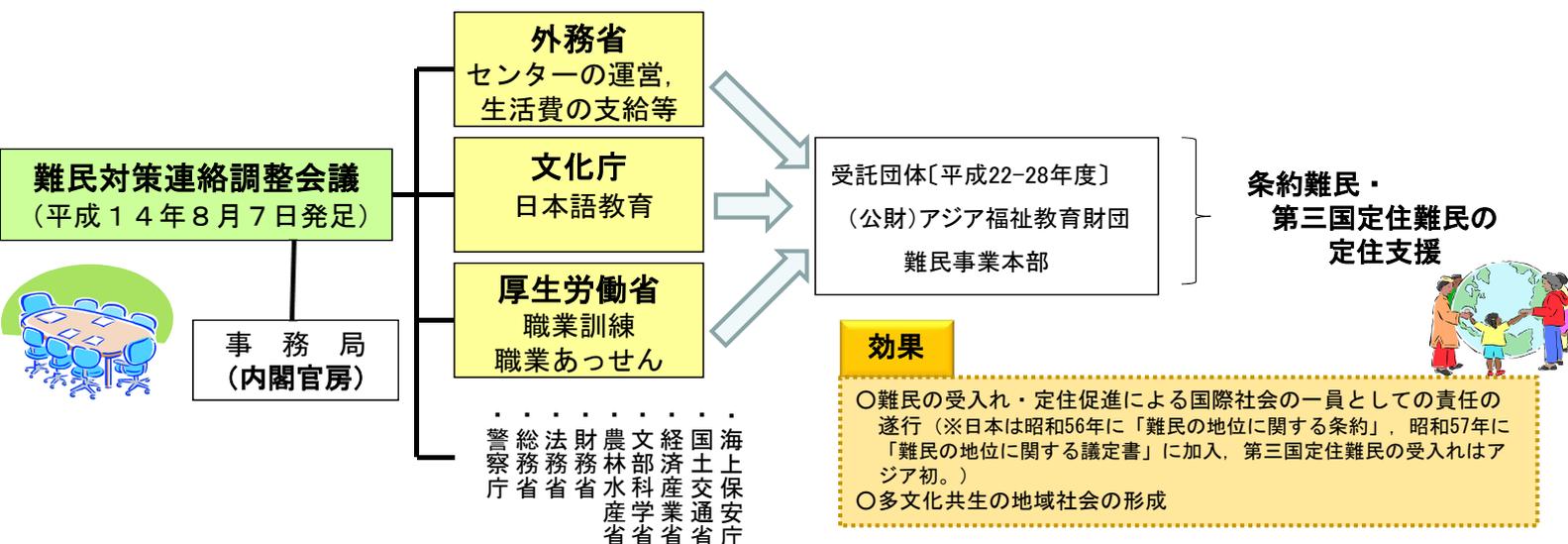


3. 地域日本語教育コーディネーターに求められる役割

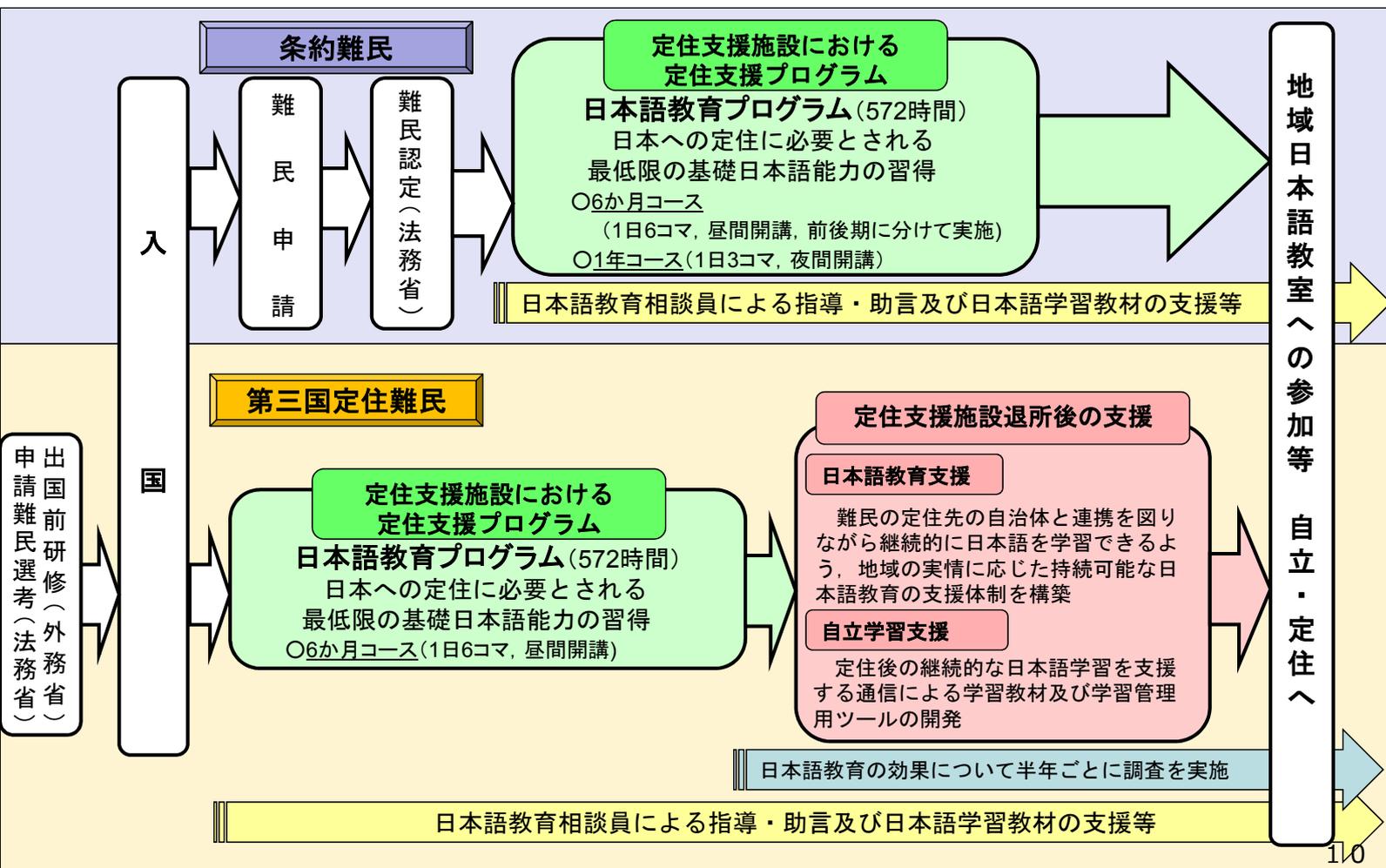
問題把握・課題設定	地域日本語教室の現状及び問題の把握と課題の設定
ファシリテーション	課題解決のプロセスの可視化による活動の推進
連携（ネットワーク）	組織内外の調整や地域・組織・人の力をつなぐことによる協働の推進
リソースの把握・活用	日本語教育のリソースの把握と課題に応じた適切な活用
方法の開発	「生活者としての外国人」に適した日本語教育の方法の開発

本日資料に「平成28年度の募集案内」を同封しております。コーディネート人材を御推薦ください。

政府の難民に対する定住支援体制



条約難民	「難民の地位に関する条約」(昭和56年条約第21号)に定義された難民の要件(※)に該当し、「出入国管理及び難民認定法」(昭和26年政令第319号)によって認定された者。 (※)人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができないもの又はそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まない者。
第三国定住難民	難民キャンプ等で一時的な庇護を受けた難民を、当初庇護を求めた国から新たに受入れに合意した第三国に移動させることを第三国定住による難民の受入れと言い、これにより受入れられる者。自発的帰還及び第一次庇護国への定住と並ぶ難民問題の恒久的解決策の一つとして位置付けられている。 (他に、米国、オーストラリア、カナダ、スウェーデン、ノルウェー等が受入れを行っている。)



第三国定住難民のための日本語教育事業で作成した日本語学習通信教材

英語



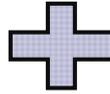
＜平成27～29年度予算＞
読み書き（ひらがな・カタカナ・漢字）を
学ぶための通信教材と支援ツール開発
（英語・ミャンマー語・カレン語版）
NEWSで公開

日常生活を送る上で必要な日本語を学習する外国人が増え、学習目的も多様化している状況において、日本語教育機関や日本語学習者の実態を把握するため、日本語教育に関する調査を複数の視点から実施し、我が国における日本語教育関連施策等の立案推進のための基礎資料とする。

○日本語教育に関する実態調査

3百万円(4百万円)

日本語教育実施機関・施設等、日本語教師数、日本語学習者数の実態について、最新の状況を調査する。



○日本語教育の総合的な推進に向けた調査研究

5百万円(5百万円)

日本語教育を推進するための課題に対応した調査研究を国立国語研究所や大学等の協力を得て機動的に実施。

(想定される主な課題)

- 外国人の日本語習得に関する実態の調査研究
- 日本語教育施策の効果の検証及び検証に基づく改善策等に関する調査研究
- 標準的なカリキュラム案等の活用状況及びその課題に関する調査研究

日本語教育に関する実態調査と日本語教育の総合的な推進に向けた調査研究の結果を活用し、外国人に対する日本語教育施策を強力に推進

日本語教育研究協議会等の開催

日本語教育大会
日本語教育研究協議会の開催

広く日本語教育に関わる方々を対象に、日本語教育に関する国の施策や様々な取組の現状についての理解の増進を図り、日本語教育の充実と推進に資することを目的として、昭和51年から開催しています。

<平成28年度開催予定地>

- 東京
- 大阪



都道府県・市区町村等
日本語教育担当者研修

自治体の日本語教育担当者を対象に、自治体の日本語教育に関する取組についての情報交換を行い、地域における日本語教育施策の企画立案能力の向上を目的とした研修を平成20年から開催しています。

都道府県・政令指定都市
日本語教育推進会議

日本語教育の体制整備における課題解決のため、今後の方策や連携協力の在り方などについて検討することを目的として、全国を4ブロックに分けて開催します。

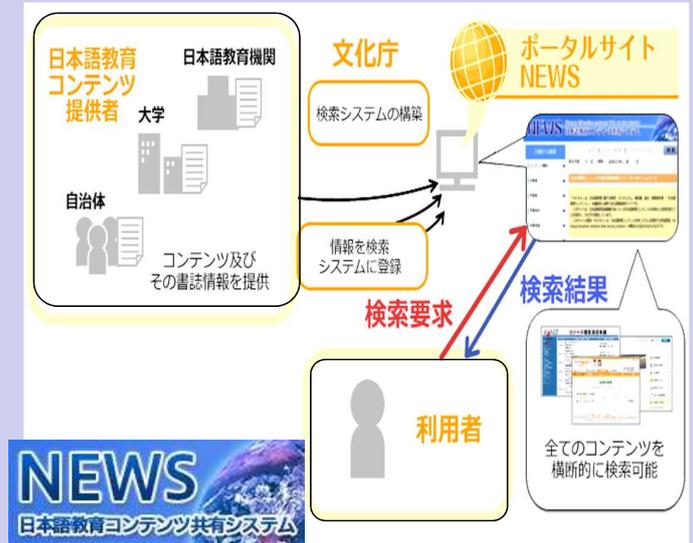
日本語教育に関する各種コンテンツ(教材, 論文, 報告書, 団体・人材情報等)を共有し, ①信頼性のある情報を, ②確実に, かつ③効率的に探し出し, 活用できる仕組みを構築しました。(平成25年4月1日運用開始 <http://www.nihongo-ews.jp/>)

・「生活者としての外国人」のための日本語教育事業委託団体をはじめとする各地の日本語教育関係機関が地域の学習者のニーズに応じて作成した日本語教育プログラム及び学習教材等を掲載

【全886件】

内訳は以下のとおり

- ・教材 240件
- ・カリキュラム 46件
- ・評価ツール 22件
- ・報告書 383件
- ・指針等 18件
- ・論文 32件
- ・調査報告書 145件



NEWS

日本語教育コンテンツ共有システム

分類から検索

▼コンテンツ種別

▼対象者

▼学習者

▼学習目的

▼対象言語

▼学習内容

▼標準的なカリキュラム案等

キーワードで検索 (書誌名称, 概要, 書誌内容, 所有者)

検索



「NEWS」は、日本語教育に関する教材, カリキュラム, 報告書, 論文, 施策資料等 (「日本語教育コンテンツ」) を横断的に検索できる情報検索サイトです。

このサイトは、日本語教育機関が持っている日本語教育コンテンツの共有化と活用を促すことを目的に、文化庁が提供しています。

このサイトの愛称「NEWS」は、日本語教育コンテンツ共有システムを意味する英語表記 (Nihongo Education contents Web sharing System) の略称から名付けられたものです。

このサイトは文化庁文化部門国語課が運営しています。



カリキュラム案
5点セット

概要とダウンロード

関連事業・関連情報

- ▶ 各種関連情報
- ▶ 文化庁委託事業イベント (2016年3月11日)
- ▶ 日本語教育に関連する各地のイベント (2016年6月22日)
- ▶ リンク集

このサイトについて

English

文化庁からのお知らせ

文化庁では、日本語教育に関する様々な取組を行っています。その成果や御案内等を文化庁WEBサイトで公開していますので、是非御覧ください。

文化庁WEBサイト（日本語教育） http://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/

- 文化庁における日本語教育関連年間予定表
- 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会
・報告書等のダウンロードができます。また、会議は傍聴が可能です。
- 「生活者としての外国人」のための日本語教育事業
・過去の事業概要・募集案内などを御覧いただけます。

<取組の報告>

- ・各地の取組の報告を掲載しています。また、平成26年度の取組において作成された日本語学習教材（音声・映像教材を含む）も公開しています。

<地域日本語教育コーディネーター研修>

- ・地域において日本語指導者に対する指導的な立場を果たしている方等を対象に、「地域日本語教育コーディネーター」に必要な能力について理解を深め、その向上を図ることを目的とした研修を平成22年度より毎年開催しています。各地域の日本語教育実践者を御推薦ください。（締切：9月8日（木））

- 日本語教育研究協議会

- 文化庁広報誌「ぶんかる」 <http://prmagazine.bunka.go.jp/index.html>
・「地域日本語教室からこんにちは！」を連載しています。
各地で日本語を学び、地域社会で活躍している「生活者としての外国人」の方の声をお届けしています。
- 講演・説明について
・文化庁の日本語教育に関連する施策や標準的なカリキュラム案等の使い方などについて講演や説明を希望される場合、下記まで御相談ください。

<文化庁文化部国語課> 電話：03-5253-4111（内線2644） 担当：増田，北村

施 策 說 明 資 料

文部科学省大臣官房国際課

帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業

平成28年度予算額:231百万円(前年度予算額:211百万円)

本事業は、実施主体(都道府県・指定都市・中核市等)の取組に対して、総事業費の1/3を上限として予算の範囲内で交付を行う補助事業である。

I 公立学校における帰国・外国人児童生徒に対する

きめ細かな支援事業

補助対象：都道府県・指定都市・中核市 61地域

補助率:1/3

支援対象：公立学校に在籍する帰国・外国人児童生徒等

II 定住外国人の子供の就学促進事業

補助対象：都道府県・市区町村(教育委員会・首長部局)等 14地域

補助率:1/3

支援対象：就学に課題を抱える外国人の子供

現状

- 日本語指導が必要な児童生徒に対する支援の多様化
- 初等中等段階からのグローバル人材の育成

課題

- 進路を見通した、個の実態に応じた日本語指導等
- 少数在籍校や散在地域の受入れ・支援体制整備

事業実施項目(地域の実情に応じて組み合わせる)

日本語指導の充実

- (必須)*「日本語能力測定方法」の活用による児童生徒の日本語能力の把握
- (必須)*「特別的教育課程」による日本語指導の実施
- 日本語指導担当教員及び指導補助者への研修の実施
- 日本語指導のための教材の作成

※但し、都道府県が高等学校だけを事業対象とした場合は*を必須項目としない

就学機会の確保

- 就学相談窓口の設置
- 就学ガイダンスの開催
- 就学状況の調査
- 関係機関と連携した就学案内(パンフレット等の作成・配付)

公立学校への円滑な受入れ

- 初期適応指導教室(プレクラス)の実施
- 日本語指導ができる支援員の派遣
- 児童生徒の母語が分かる支援員の派遣

指導・支援体制の整備

- センター校の設置、巡回指導の実施
- 学校種間連携モデル地域の設置
- 地域連携のための協議会の開催
- 少数在籍校又は散在地域の指導・支援体制の充実(コーディネーター配置等)

学力保障・進路指導

- 高校や大学、ハローワーク、企業等との連携による進路ガイダンスの開催
- 進路相談の充実(相談員の派遣等)

各地域の取組の実践交流 担当指導主事等連絡協議会の開催、情報検索サイト「かすたねっと」への資料掲載等

公立学校における帰国・外国人児童生徒等の受入体制・支援体制づくりの推進

現状

- 外国人集住地域やその他の地域において、不就学等の定住外国人の子供が存在
- 定住外国人の子供の不就学等の問題は、地域・生活・家庭環境、国籍・言語など多様な背景を有する

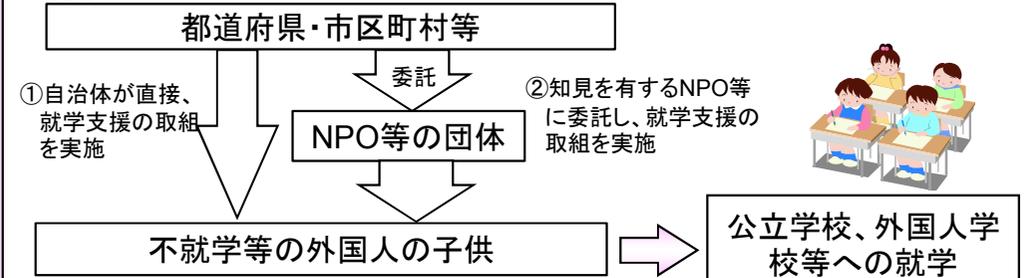
課題

- 学校への受入れに至らない子供に対する、地域の実情に応じた支援体制整備
- 子供が適切な就学先を選択するためのコーディネートの実施

事業内容

- 目的:就学に課題を抱える外国人の子供を対象に、公立学校や外国人学校等への就学に必要な支援を学校外において実施する自治体を補助
- 取組(例):
 - ・学校とのコーディネートを通じた就学の促進
 - ・就学に必要な日本語指導、教科指導、母語指導等
 - ・日本の生活・文化に適応するための地域社会との交流

(事業実施スキーム)



(参考)

○「日系定住外国人施策の推進について」(平成26年3月31日 日系定住外国人施策推進会議)

「日系定住外国人施策の基本的な考え方」において示されている「日本語能力が不十分である者が多い日系定住外国人を日本社会の一員としてしっかりと受け入れ、社会から排除されないようにする」ことを、継続して、日系定住外国人施策の基本的な考え方とする。(中略)このための施策を国の責任として講じていくこととし、地方自治体と連携しながら、これまでの関連施策の成果も活用しつつ、必要な施策を推進することとする。この場合、NPOなどの支援団体とも連携を図ることが重要である。

○「多文化共生社会の推進に関する提言」(平成26年8月 多文化共生推進協議会)

外国人住民の多国籍化や散在化といった地域課題に対応し、自治体やNPOとの連携も視野に入れた、持続可能な新たな仕組みを検討し、円滑な就学への支援事業を実施すること。

学校外における不就学等の外国人の子供の就学支援体制の整備

施 策 說 明 資 料

文部科学省初等中等教育局国際教育課

平成28年度 都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修 平成28年7月1日(金)

外国人児童生徒等教育の現状と課題

文部科学省初等中等教育局国際教育課



外国人の子供の公立義務諸学校への受入れについて

外国人がその保護する子を公立の義務教育諸学校に就学させることを希望する場合には、無償で受け入れており、教科書の無償給与や就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障している。

【参考】

日本国憲法（昭和21年11月3日憲法）

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

教育基本法（平成18年12月22日法律第百二十号）

（義務教育）

国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。（2～4項省略）

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）

（昭和54年8月4日条約第6号）（抄）

第十三条

一 この規約の締約国は、教育についてのすべての者の権利を認める。

二 この規約の締約国は、一の権利の完全な実現を達成するため、次のことを認める。

(a) 初等教育は、義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。

(b) 種々の形態の中等教育（技術的及び職業的中等教育を含む。）は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとする。

児童の権利に関する条約（平成6年5月16日条約第2号）（抄）

第二十八条

一 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、

(a) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。

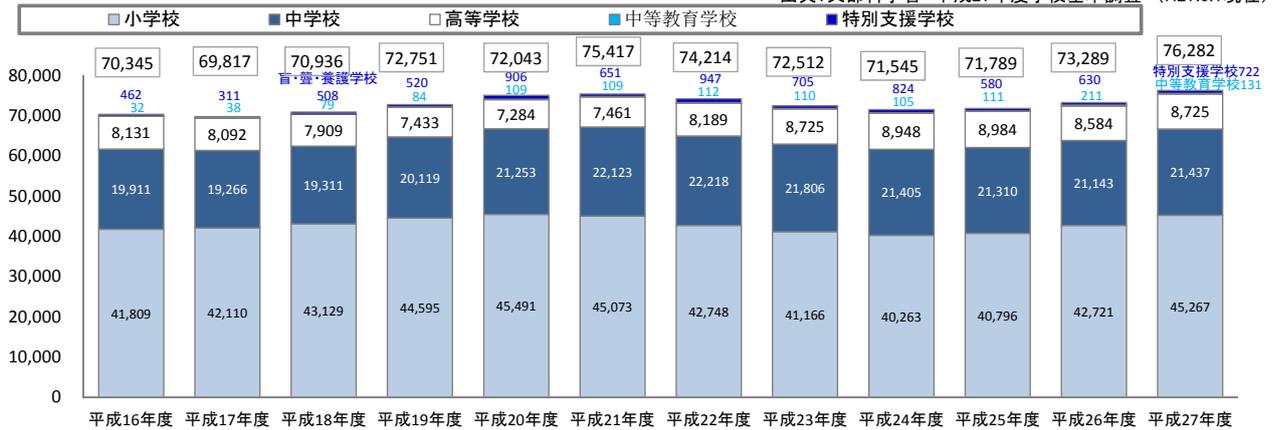
(b) 種々の形態の中等教育（一般教育及び職業教育を含む。）の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。

学校に在籍する外国人児童生徒数

公立学校に在籍する外国人児童生徒数は、近年約7万人で推移

【 公立学校に在籍している外国人児童生徒数 】

出典:文部科学省 平成27年度学校基本調査 (H27.5.1現在)



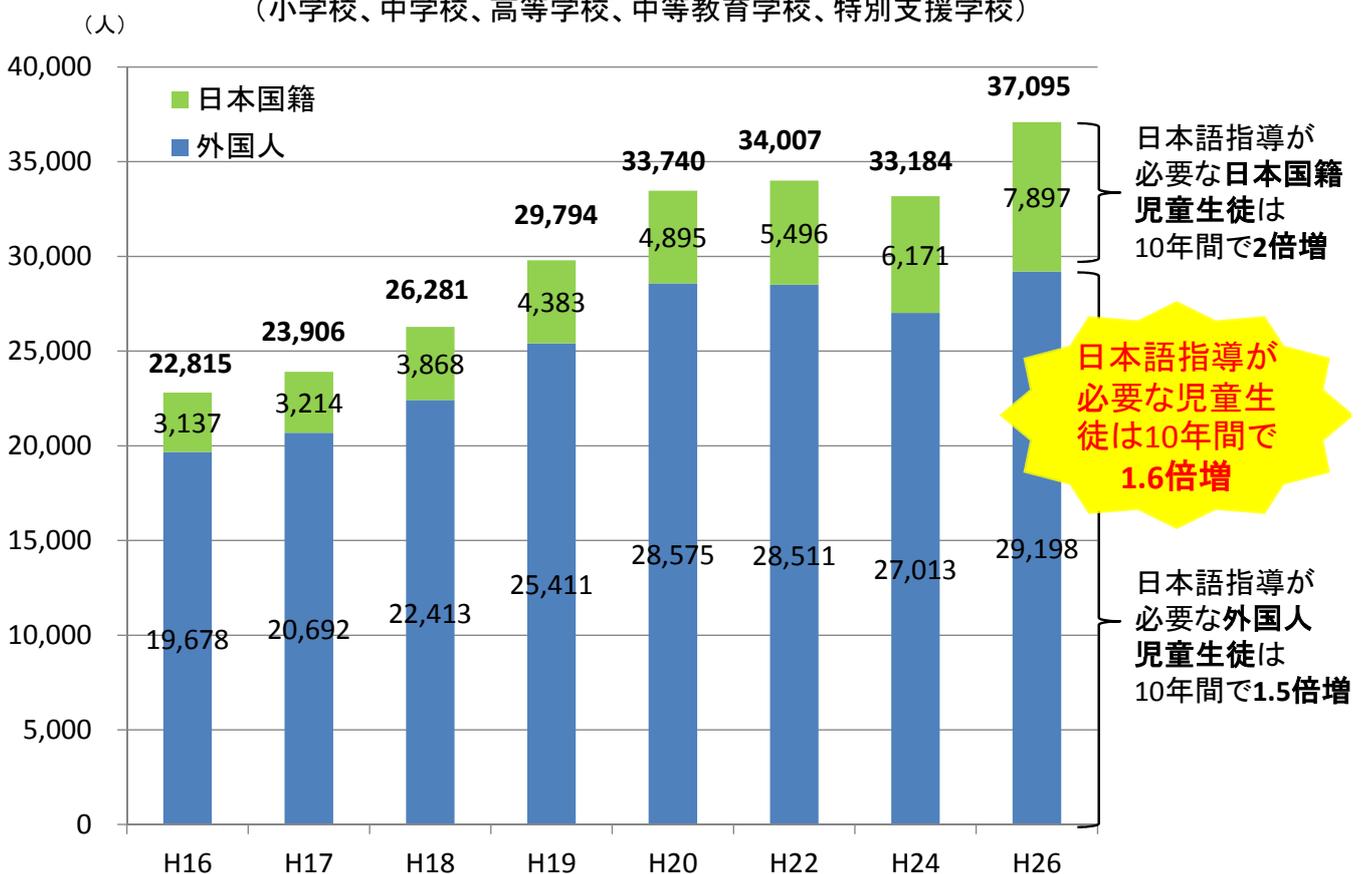
【 国公立学校に在籍する外国人児童生徒数 】

出典:文部科学省 平成27年度学校基本調査 (H27.5.1現在)

	計	国立	公立	私立	
小学校	45,721	39	45,267	415	
中学校	22,281	47	21,437	797	
高等学校	12,979	30	8,725	4,224	
中等教育学校	前期	106	8	73	25
	後期	78	9	58	11
特別支援学校	小学部	276	1	275	0
	中学部	142	1	141	0
	高等部	316	8	306	2
合計	81,899	143	76,282	5,474	

公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移

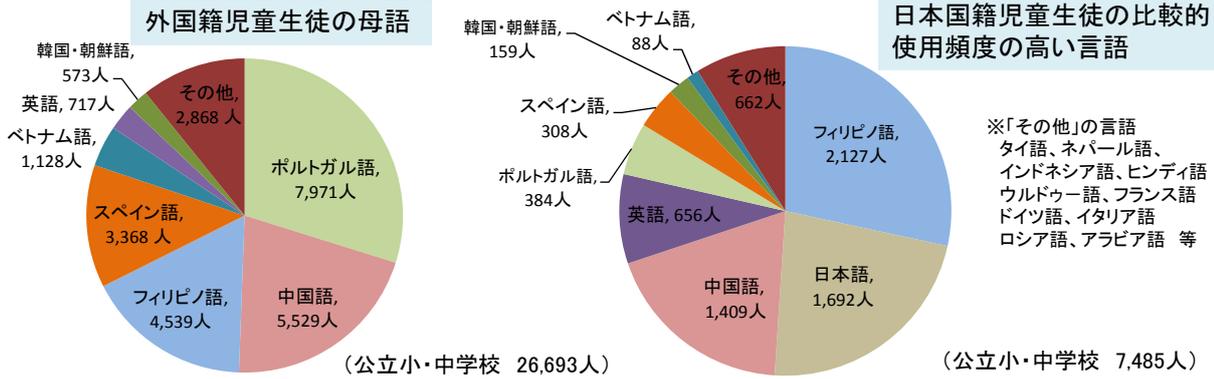
(小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校)



(出典)文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(平成26年度)」

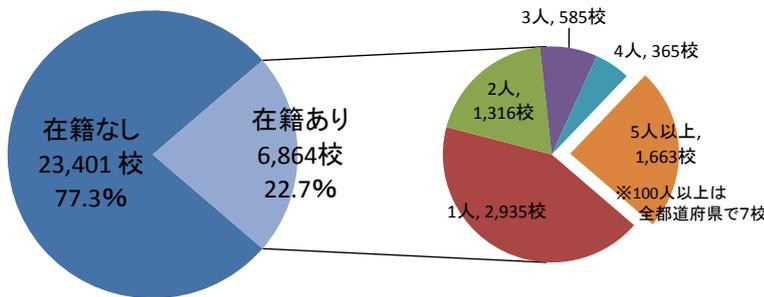
帰国・外国人児童生徒に対する日本語指導の現状

① 日本語指導が必要な児童生徒が多様化している

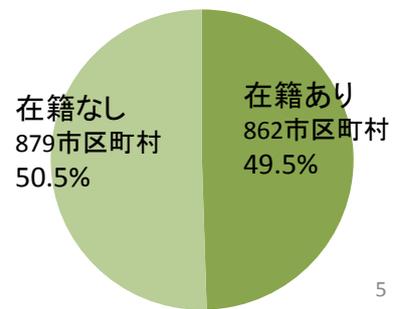


② 日本語指導が必要な児童生徒には集住化・散在化の傾向がみられる

公立小・中学校に日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校数
(公立小・中学校 30,265校)



公立小・中・高等学校等に日本語指導が必要な児童生徒が在籍する市町村数



「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(平成26年度)の結果」

文部科学省における帰国・外国人児童生徒等に対する支援施策について 1

○外国人児童生徒等に対する日本語指導の充実のための教員配置

学級数等から算定されるいわゆる基礎定数とは別に、外国人児童生徒の日本語指導を行う教員を配置するための加配定数を措置。

平成28年度予算額:児童生徒支援加配 8,767人の内数



○帰国・外国人児童生徒等教育推進支援事業

平成28年度予算額:231百万円(前年度予算額:211百万円)

- (1) 公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業[平成28年度実施自治体数61]
帰国・外国人児童生徒の受入れから卒業後の進路までの一貫した指導・支援体制の構築を図るため、各自治体が行う受入促進・日本語指導の充実・支援体制の整備に関する取組を支援する。
- (2) 定住外国人の子供の就学促進事業(新規)[平成28年度実施自治体数14]
不就学になっている外国人の子供を対象に、公立学校や外国人学校への就学に必要な支援を学校外において実施する自治体の取組を支援する。

○日本語指導者等に対する研修の実施

独立行政法人教員研修センターにおいて、外国人児童生徒教育に携わる教員や校長、副校長、教頭等の管理職及び指導主事を対象として、日本語指導法等を主な内容とした実践的な研修を実施。

(年1回、4日間、定員110名)

○就学ガイドブックの作成・配布

公立義務教育諸学校への就学の機会を逸することのないよう、日本の教育制度や就学の手続等をまとめた就学ガイドブックをポルトガル語、中国語等7言語で作成(平成26年度改訂)。教育委員会・在外公館等に配布したほか、不就学となっている外国人の子どもの就学をより一層促進するため、法務省地方入国管理局において、「就学ガイドブック」概要版を配布。文部科学省ホームページにも掲載している。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1320860.htm



○日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の編成・実施

有識者会議の意見を踏まえ、日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の編成・実施について、学校教育法施行規則の一部を改正し、平成26年1月14日に公布、4月1日より施行。

○外国人児童生徒の総合的な学習支援事業(平成22～24年度)

- 1 『外国人児童生徒受入れの手引き』
～外国人児童生徒の体系的かつ総合的な受入れのガイドライン～
文部科学省HPリンク →http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm H23.3 配付
- 2 情報検索サイト「かすたねっと」
～教育委員会等作成の多言語文書や教材の検索サイト～
サイトリンク →www.casta-net.jp/ H23.3 開設
- 3 『外国人児童生徒のためのJSL対話型 アセスメント～DLA～』
～日本語能力の把握と、その後の指導方針を検討する際の参考となるもの～
文部科学省HPリンク →http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003.htm H26.3 配付
- 4 『外国人児童生徒教育研修マニュアル』
～教育委員会が研修会を計画する際の参考となるもの～
文部科学省HPリンク →http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/main7_a2.htm
研修プログラム検索サイト →http://crie.u-gakugei.ac.jp/jsl_search2/ H26.3 配付

帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業

平成28年度予算額:231百万円(前年度予算額:211百万円)

本事業は、実施主体(都道府県・指定都市・中核市等)の取組に対して、総事業費の1/3を上限として予算の範囲内で交付を行う補助事業である。

I 公立学校における帰国・外国人児童生徒に対する

きめ細かな支援事業

補助対象：都道府県・指定都市・中核市 61地域

補助率：1/3

支援対象：公立学校に在籍する帰国・外国人児童生徒等

II 定住外国人の子供の就学促進事業

補助対象：都道府県・市区町村(教育委員会・首長部局)等 14地域

補助率：1/3

支援対象：就学に課題を抱える外国人の子供

現状

- 日本語指導が必要な児童生徒に対する支援の多様化
- 初等中等段階からのグローバル人材の育成

課題

- 進路を見通した、個の実態に応じた日本語指導等
- 少数在籍校や散在地域の受入れ・支援体制整備

現状

- 外国人集住地域やその他の地域において、不就学等の定住外国人の子供が存在
- 定住外国人の子供の不就学等の問題は、地域、生活・家庭環境、国籍・言語など多様な背景を有する

課題

- 学校への受入れに至らない子供に対する、地域の実情に応じた支援体制整備
- 子供が適切な就学先を選択するためのコーディネートの実施等

事業実施項目(地域の実情に応じて組み合わせる)

日本語指導の充実

- (必須)*「日本語能力測定方法」の活用による児童生徒の日本語能力の把握
 - (必須)*「特別の教育課程」による日本語指導の実施
 - 日本語指導担当教員及び指導補助者への研修の実施
 - 日本語指導のための教材の作成
- ※但し、都道府県が高等学校だけを事業対象とした場合は*を必須項目としない

就学機会の確保

- 就学相談窓口の設置
- 就学ガイダンスの開催
- 就学状況の調査
- 関係機関と連携した就学案内(パンフレット等の作成・配付)

公立学校への円滑な受入れ

- 初期適応指導教室(プレクラス)の実施
- 日本語指導ができる支援員の派遣
- 児童生徒の母語が分かる支援員の派遣

指導・支援体制の整備

- センター校の設置、巡回指導の実施
- 学校間連携モデル地域の設置
- 地域連携のための協議会の開催
- 少数在籍校又は散在地域の指導・支援体制の充実(コーディネーター配置等)

学力保障・進路指導

- 高校や大学、ハローワーク、企業等との連携による進路ガイダンスの開催
- 進路相談の充実(相談員の派遣等)

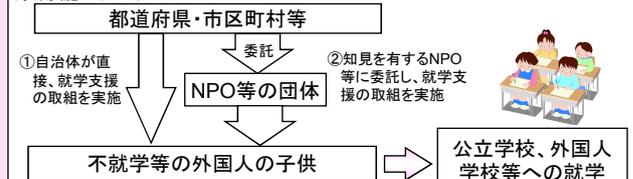
*各地域の取組の実践交流 ※担当指導主事等連絡協議会の開催、情報検索サイト「かすたねっと」への資料掲載等

事業内容

○目的:就学に課題を抱える外国人の子供を対象に、公立学校や外国人学校等への就学に必要な支援を学校外において実施する自治体を補助

○取組(例):・学校とのコーディネートを通じた就学の促進
・就学に必要な日本語指導、教科指導、母語指導等
・日本の生活・文化に適應するための地域社会との交流等

(事業実施スキーム)



(参考)

- 「日系定住外国人施策の推進について」(平成26年3月31日 日系定住外国人施策推進会議)
「日系定住外国人施策の基本的な考え方」において示されている「日本語能力が不十分である者が多い日系定住外国人を日本社会の一員としてしっかりと受け入れ、社会から排除されないよう」ことを、継続して、日系定住外国人施策の基本的な考え方とする。(中略)このための施策を国の責任として講じていくこととし、地方自治体と連携しながら、これまでの関連施策の成果も活用しつつ、必要な施策を推進することとする。この場合、NPOなどの支援団体とも連携を図ることが重要である。
- 「多文化共生社会の推進に関する提言」(平成26年8月 多文化共生推進協議会)
外国人住民の多国籍化や散在化といった地域課題に対応し、自治体やNPOとの連携も視野に入れた、持続可能な新たな仕組みを検討し、円滑な就学への支援事業を実施すること。

帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業

I 公立学校における帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業

<平成28年度実施自治体 一覧 61地域>

〇9府県(33府県市)

実施主体	間接補助による実施主体
(群馬県教育委員会)	太田市教育委員会
岐阜県教育委員会	可児市教育委員会
静岡県教育委員会	
(三重県教育委員会)	桑名市、四日市市、鈴鹿市、 亀山市、津市、松阪市、伊賀市 各教育委員会
滋賀県教育委員会	彦根市、長浜市、近江八幡市、 甲賀市、湖南市、各教育委員会
(京都府教育委員会)	宇治市教育委員会 福知山市教育委員会
大阪府教育委員会	箕面市、門真市、富田林市、 泉大津市、茨木市、柏原市、 藤井寺市、各教育委員会
兵庫県教育委員会	芦屋市、宍粟市、福崎町、 朝来市、各教育委員会
(島根県教育委員会)	出雲市教育委員会

〇13指定都市

実施主体
横浜市教育委員会
川崎市教育委員会
相模原市教育委員会
新潟市教育委員会
静岡市教育委員会
浜松市教育委員会
名古屋市教育委員会
京都市教育委員会
大阪市教育委員会
堺市教育委員会
神戸市教育委員会
広島市教育委員会
北九州市教育委員会

〇15中核市

実施主体
郡山市教育委員会
船橋市教育委員会
八王子市教育委員会
横須賀市教育委員会
長野市教育委員会
豊田市教育委員会
豊橋市教育委員会
岡崎市教育委員会
大津市教育委員会
豊中市教育委員会
姫路市教育委員会
奈良市教育委員会
松山市教育委員会
久留米市教育委員会
長崎市教育委員会

9

【概要】「特別の教育課程」の編成・実施について

1. 制度の概要

【平成26年4月1日に学校教育法施行規則の一部を改正】
第56条の2、第56条の3、第79条、第108条第1項、第132条の3

- ①指導内容: 児童生徒が日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるようになるための指導
- ②指導対象: 小・中学校段階に在籍する日本語指導が必要な児童生徒
- ③指導者: 日本語指導担当教員(教員免許を有する教員)及び指導補助者
- ④授業時数: 年間10単位時間から280単位時間までを標準とする
- ⑤指導の形態及び場所: 原則、児童生徒の在籍する学校における「取り出し」指導
- ⑥指導計画の作成及び学習評価の実施: 計画及びその実績は、学校設置者に提出

2. 制度導入により期待される効果

- 児童生徒一人一人に応じた日本語指導計画の作成・評価の実施
→ 学校教育における日本語指導の質の向上
- 教職員等研修会や関係者会議の実施
→ 地域や学校における関係者の意識及び指導力の向上
- 学校教育における「日本語指導」の体制整備 → 組織的・継続的な支援の実現

3. 支援体制

国の施策



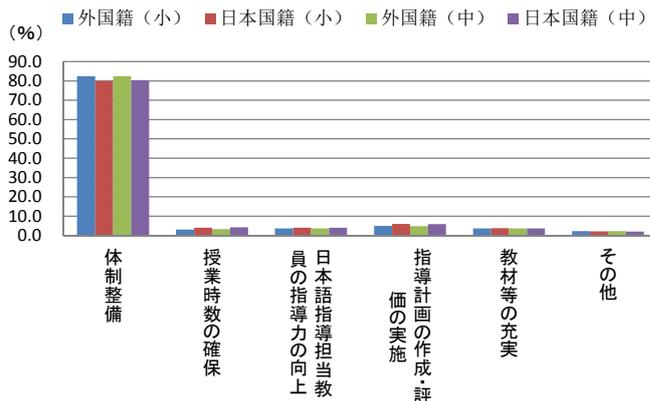
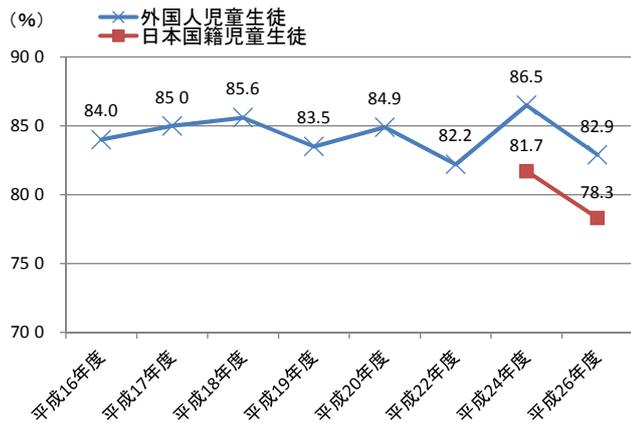
【設置者】・学校への指導助言 ・人的配置、予算措置 ・研修の実施 等
 【学 校】・学校教育への位置付け ・指導計画の作成、指導、評価 等
 【支援者】・専門的な日本語指導 ・母語による支援 等
 ・課外での指導・支援 等

10

「特別の教育課程」による日本語指導の実施状況等

【日本語指導が必要な児童生徒のうち日本語指導を受けている者の割合】

【「特別の教育課程」実施のために必要だと考える取組】
—市町村教育委員会—



【上記児童生徒のうち「特別の教育課程」による日本語指導を受けている者の割合（平成26年5月1日現在）】

学校種	外国人児童生徒		日本国籍の児童生徒	
	小学校	中学校	小学校	中学校
児童生徒数割合	26.7%	22.9%	20.9%	18.9%
実施学校数	650校／3,185校	291校／1,536校	339校／1,692校	109校／558校

※中等教育学校と特別支援学校については、義務教育段階の内訳を調査していないため、小学校・中学校分のみ示している。 11

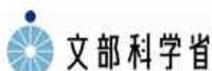
情報検索サイト「かすたねっと」 <http://www.casta-net.jp/>

CASTA-NET ●●●



[サイトトップ](#) | [このサイトについて](#) | [利用規約](#)

このサイトは、文部科学省初等中等教育局国際教育課が運営しています。



「かすたねっと」は外国につながるある児童・生徒の学習を支援する情報検索サイトです



関連サイト

海外子女教育、帰国・外国人児童生徒教育等に関するホームページCLARINET（文部科学省）



全国で公開されている多言語の学校関係用語検索(多言語・学校プロジェクト)

お知らせ

教材検索のカテゴリーに「利用対象者」を追加しました。指導者用資料を検索することができます。(2014.1.10更新)



教材検索

ウェブで公開されている多言語教材を探す

文書検索

ウェブで公開されている多言語学校関係文書を探す

多言語の学校関係用語検索

Dialogic Language Assessment For Japanese as a Second Language



DLAのねらい

主に、日本語による日常会話はできるが、教科学習に困難を感じている児童生徒を対象としています。
子どもたちの言語能力を把握し、どのような学習支援が必要であるかを検討する際の参考となる情報を得ます。

DLAの特徴

一番早く伸びる会話力を用いて、一対一の対話で教科学習に必要な言語能力を「話す」「読む」「書く」「聴く」の4つの面から把握します。

JSL評価参照枠

日本語能力の発達段階を6つのステージに分けて、総合的・多面的に記述したものを、在籍学級参加との関係で支援の段階を示している。



http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003.htm

DLA

検索

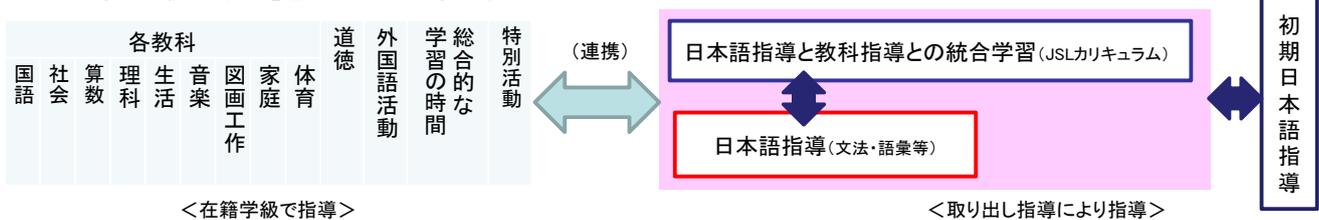


初等中等教育局国際教育課

日本語指導と教科指導との統合（JSLカリキュラム）

○指導の場

日本語指導が必要な児童生徒が在籍学級で各教科の指導を受けながら、日本語の能力に応じた「日本語指導と教科指導との統合学習」を取り出し指導の場において行う。



<在籍学級で指導>

<取り出し指導により指導>

○日本語指導と教科指導との統合学習の効果

- ・問題解決的な活動を基本にすることにより、具体的な活動と言葉の意味を結びつけることができる。
- ・具体物や直接体験を生かすことができる。
- ・日本語能力に応じた発問の仕方により、子供の理解を促進する。
- ・子供のつまづきに応じて学習活動を組み込める。

トピック型 JSLカリキュラム

子供たちの興味関心に沿ってトピックを設定
体験→探求→発信



■「気候」…子供の実態と結びつける支援を行う。
○母国と日本の気候にはどんな違いがあるだろう。
○目標：母国や日本の季節について、写真や具体物、経験を基に表現できる。
気温や降水量のグラフを書き、母国と日本の気候の違いに気づく。
気候について調べたことを、友達に分かりやすく伝えることができる。

教科志向型 JSLカリキュラム

各教科に日本語で参加できる力を育む
各教科の学習課程を重視



■面積の求め方(平行四辺形)…日本語の理解や表現を促す支援を行う。
○日本語の目標：平行四辺形の求積方法を表す表現に慣れる。
○活動の流れ ①課題を理解する。
②求積方法について、ヒントを参考にしながら考える。
③ワークをもとに、考えたことを整理しまとめる。
④自分が考えた方法以外について知る。

「外国人児童生徒等に対する教育支援に関する有識者会議」について

(平成27年11月5日 文部科学省初等中等教育局長決定)

1 趣旨

- 小・中学校における外国人児童生徒等の受入体制の整備や日本語指導・適応指導の充実を図ることが急務となっている。また、外国人の子供への効果的な就学支援や学校、行政機関、企業、NPO団体との連携による取組も重要さを増している。
- これらの点を踏まえながら、学校における外国人児童生徒等に対する教育支援の充実方策について総合的に検討し、具体的な政策提言をとりまとめるとともに、関係施策を分かりやすく示すことにより学校現場における取組の促進を図る。

2 検討事項

- (1) 学校における外国人児童生徒等に対する日本語指導体制の整備・充実
- (2) 日本語指導に携わる教員・支援員等の養成・確保及び指導内容の改善・充実
- (3) 外国人の子供の就学の促進及び進学・就職への対応
- (4) その他

3 開催実績

- 第1回：平成27年12月 1日
- 第2回：平成28年 1月18日
- 第3回：平成28年 2月 1日
- 第4回：平成28年 3月 7日
- 第5回：平成28年 4月18日
- 第6回：平成28年 5月30日

15

学校における外国人児童生徒等に対する教育支援の充実方策について（報告）の概要

外国人児童生徒等教育の基本的な考え方

- **多文化共生・異文化理解に基づく教育**の必要性和外国人児童生徒等教育の重要性
- 学校教育を通じた**円滑な社会への適応、経済的・社会的自立、グローバル人材育成**
- **国・自治体・学校・地域のNPOや大学等の適切な役割分担・連携**による指導・支援体制の構築
- 多様化する**児童生徒に応じたきめ細かな指導**、日本語指導、適応指導、学力保障等の総合的な指導の必要性
- 外国人児童生徒等の**ライフコースの視点に立った体系的・継続的な支援、ロールモデルの提示**
- 教員養成・研修を通じた**外国人児童生徒等教育を担う人材育成**

主な提言事項

- | | |
|--------------------------------|--|
| 1. 外国人児童生徒等教育の指導体制の整備・充実 | <ul style="list-style-type: none">◆ 「拠点校」等の事例・モデルの把握・普及。特に散在地域において、「拠点校」等を中心とした広域の指導・支援体制の構築を一層促進◆ 日本語指導・教科指導・生活指導・支援員のコーディネート等の役割を果たす、外国人児童生徒等教育を担当する教員の配置の拡充◆ 日本語指導支援員や母語による支援員となり得る地域の人材ネットワーク形成を促進◆ 地域のNPO、大学、社会教育、福祉等の関係機関との連携・協働の促進 |
| 2. 外国人児童生徒等教育に携わる教員・支援員等の養成・確保 | <ul style="list-style-type: none">◆ 外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修のモデル・プログラムの開発・普及◆ 初任者研修・十年研修・免許状更新講習等における外国人児童生徒等教育に関連する研修内容の充実◆ 教職大学院等と連携した現職教員の専門性養成のための研修プログラム（履修証明等）の構築を促進◆ 日本語指導や母語による支援を行う支援員に対し、学齢期の児童生徒の日本語・教科・生活指導上の基礎知識に関する研修機会の充実 |
| 3. 外国人児童生徒等教育における指導内容の改善・充実 | <ul style="list-style-type: none">◆ 専門的知識が十分でない学校・教員が「JSLカリキュラム※」による指導を行うため、指針、手引き、<u>教材等の必要な情報をパッケージとして提示</u>◆ 中学・高校段階における指導内容の検討（母語を介した教科指導、学び直しのための日本語・教科指導）◆ 各学校で開発・蓄積された教材の共有・活用の促進（教材検索サイト「かすたねっと」の機能改善・強化） |
| 4. 外国人の子供等の就学・進学・就職の促進 | <ul style="list-style-type: none">◆ 幼稚園・保育園等との連携による就学前からの日本語初期指導（プレスクール）等の取組推進◆ 企業等と連携した外国人児童生徒等のための進路指導・キャリア教育・インターンシップ等の取組の推進◆ 外国人児童生徒等が多数在籍の小・中学校においてイマージョン教育の検討等、外国人児童生徒等の個性を伸長するための特例的な学校の推進◆ <u>SGHを活用した外国語による授業等によるグローバルリーダー育成のモデル校の推進</u> |

※日本語を第二言語とする児童生徒に対し、日本語と教科の統合的指導を取り出しで行い、授業に参加できる力を育成することを目的とするモデル・プログラム

16

報 告 資 料

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会
における審議内容について

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における審議内容について

伊東 祐郎（いとう すけろう）

東京外国語大学教授・留学生日本語教育センター長
公益社団法人日本語教育学会会長
文化審議会国語分科会日本語教育小委員会主査



プロフィール：

専 門：日本語教育学，応用言語学（言語テスト研究）

略 歴：米アラバマ大学で日本語教育に従事した後，平成4年から東京外国語大学留学生日本語教育センター勤務。平成23年から同センター長を務める。

平成8年から12年まで文部科学省教育助成局海外子女教育課海外子女教育専門官を兼任。平成13年から「学校教育におけるJSLカリキュラムの開発に係る協力者会議」本会議委員，平成16年から「学校教育におけるJSLカリキュラム（中学校編）の開発に係る協力者会議」の協力者を務める。

平成25年5月から公益社団法人日本語教育学会会長。

文化審議会では，平成21年から委員を務め，平成25年からは国語分科会日本語教育小委員会主査を務めている。

主著書：『日本語教師のためのテスト作成マニュアル』（アルク）

『Language Testing 言語テスト概論』（スリーエーネットワーク・共著）

『対話とプロフィシエンシー』（凡人社・共著）

『日本語教育の過去・現在・未来 第1巻社会』（凡人社・共著）

『外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA』（文部科学省初等中等教育局国際教育課・共著）



文化審議会国語分科会日本語教育小委員会 における審議内容について

平成28年度都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修

平成28年7月1日(金)
文部科学省東館13F1～3会議室

報告者

伊東 祐郎

(文化審議会国語分科会会長 日本語教育小委員会主査)

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会①

○平成19年7月

- ・定住外国人の増加を受け、文化審議会国語分科会に日本語教育小委員会を設置。

○平成21年1月

- 【報告書】「日本語教育の充実に向けた体制整備と「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容等の検討」
⇒以下の4点についてまとめ

- ① 体制整備⇒国・都道府県・市町村の役割分担
- ② 各機関の連携協力の在り方
- ③ コーディネート機関・人材の必要性
- ④ 日本語教育の内容の大枠



①体制整備 ⇒ 国・都道府県・市町村の役割分担

主体	役割分担の内容
国	日本語教育の目標及び標準的な内容・方法、体制整備の在り方、評価の方法等についての指針…
都道府県	域内の実情に応じた日本語教育の体制整備、内容等の検討・調整…
市町村	日本語教育の内容等の具体化、地域における指導者の養成…



②各機関の連携協力の在り方

…国と都道府県，都道府県と市区町村の連携のほか
省庁間，都道府県間，市町村間の連携，
関係団体とのネットワークも重要

③コーディネート機関・人材の必要性

…都道府県及び市町村においては，日本語教育のコーディネート機能を自治体等の本来業務として位置付け，それを担う人材をできる限り常勤職員として配置することが重要。

④「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容の大枠

- ・ 日本語教育の目的・目標
- ・ 標準的な教育内容(生活上の行為)

○生活者としての外国人に対する日本語教育の目的

言語・文化の相互尊重を前提としながら、
「生活者としての外国人」が日本語で
意思疎通を図り生活できるようになること

○生活者としての外国人に対する日本語教育の目標

日本語を使って…

- ①健康かつ安全に生活を送ることができる
- ②自立した生活を送ることができる
- ③相互理解を図り、社会の一員として生活を送ることができる
- ④文化的な生活を送ることができる

ようにすること

1 カリキュラム案で扱う生活上の行為

- **健康・安全に暮らす** (7単位)
 - ・ 健康を保つ
 - ・ 安全を守る
- **住居を確保・維持する** (2単位)
 - ・ 住居を確保する
 - ・ 住環境を整える
- **消費活動を行う** (4.5単位)
 - ・ 物品購入・サービスを利用する
 - ・ お金を管理する
- **目的地に移動する** (3.5単位)
 - ・ 公共交通機関を利用する
 - ・ 自力で移動する
- **人とかかわる** (2.5単位)
 - ・ 他者との関係を円滑にする
- **社会の一員となる** (4.5単位)
 - ・ 地域・社会のルール・マナーを守る
 - ・ 地域社会に参加する
- **自身を豊かにする** (2単位)
 - ・ 余暇を楽しむ
- **情報を収集・発信する** (4単位)
 - ・ 通信する
 - ・ マスメディアを利用する

6

< 標準的なカリキュラム案で扱う生活上の行為の事例(簡易版) >

日本語版  (92KB)	日本語(ふりがな付)  (122KB)	英語版  (71KB)
中国語版  (126KB)	韓国・朝鮮語版  (160KB)	スペイン語版  (72KB)
ポルトガル語版  (72KB)	アラビア語版  (88KB)	インドネシア語版  (38KB)
ウルドゥ語版  (82KB)	クメール語版  (82KB)	シンハラ語版  (112KB)
タイ語版  (83KB)	ドイツ語版  (38KB)	トルコ語版  (140KB)
ネパール語版  (91KB)	ヒンディ語版  (69KB)	フィリピン語版  (53KB)
フランス語版  (43KB)	ベトナム語版  (123KB)	ベンガル語版  (86KB)
マレー語版  (38KB)	ミャンマー語版  (80KB)	モンゴル語版  (97KB)
ロシア語版  (54KB)		

< 標準的なカリキュラム案で扱う生活上の行為の事例(詳細版) >

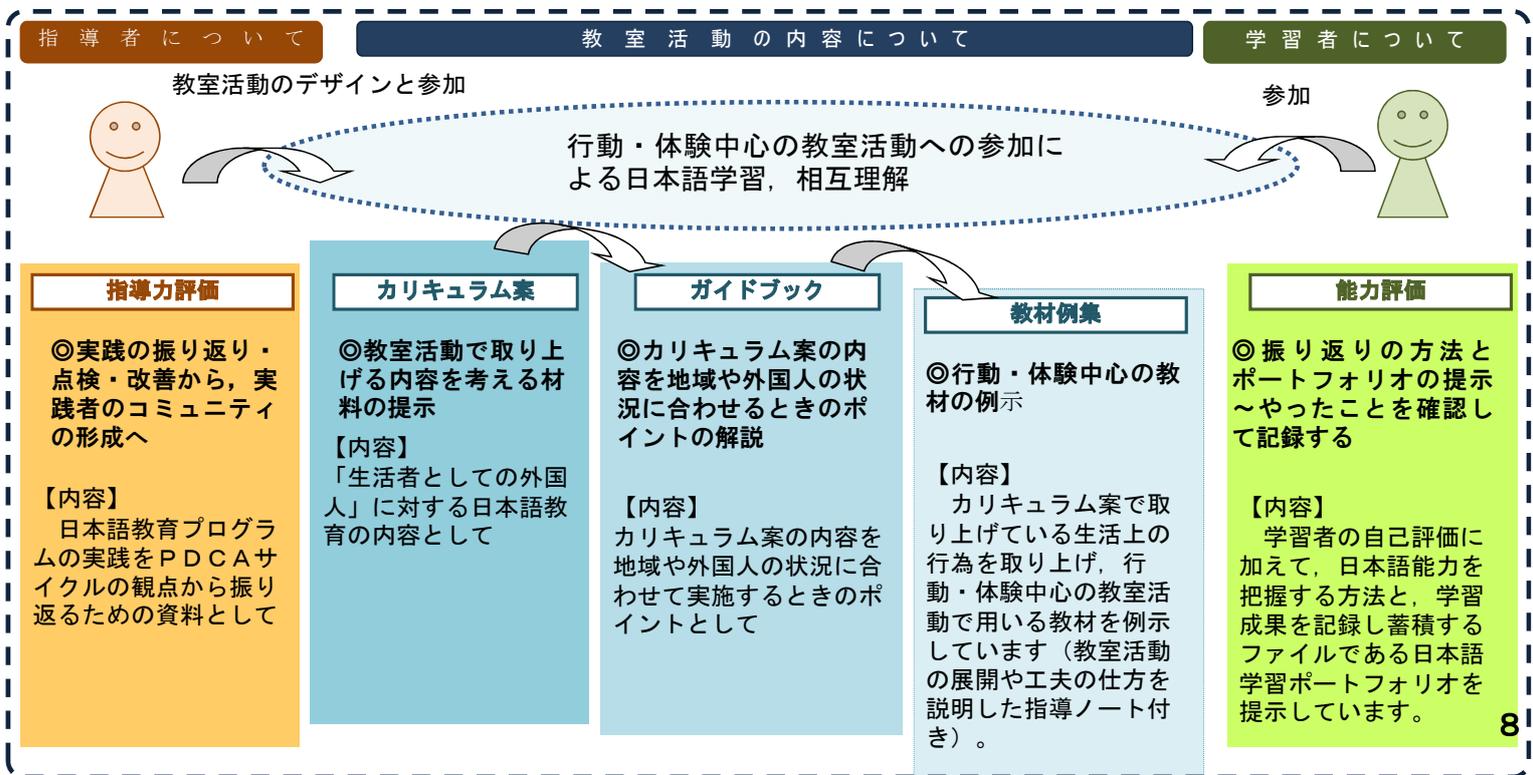
日本語版  (216KB)	日本語(ふりがな付)  (637KB)	英語版  (96KB)
中国語版  (208KB)	韓国・朝鮮語版  (404KB)	スペイン語版  (108KB)
ポルトガル語版  (80KB)	アラビア語版  (61KB)	インドネシア語版  (56KB)
ウルドゥ語版  (900KB)	クメール語版  (73KB)	シンハラ語版  (147KB)
タイ語版  (145KB)	ドイツ語版  (61KB)	トルコ語版  (54KB)
ネパール語版  (103KB)	ヒンディ語版  (93KB)	フィリピン語版  (54KB)
フランス語版  (48KB)	ベトナム語版  (60KB)	ベンガル語版  (89KB)
マレー語版  (84KB)	ミャンマー語版  (74KB)	モンゴル語版  (79KB)
ロシア語版  (132KB)		

7



「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容・方法 5点セットの全体像について

ハンドブック P.7~8



文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における審議について

- 平成24年5月28日に日本語教育小委員会に「課題整理に関するワーキンググループ」を設置。（※日本語教育小委員会は文化審議会国語分科会に平成19年7月に設置。）
- 日本語教育を推進する意義等について再確認するための検討を行い、改めて「基本的な考え方」を整理。
- その上で、今後、具体的な施策の方向性や日本語教育の推進方を議論していく際の「検討材料」として「11の論点」を整理。

報告書の構成



これまでの検討状況

- 日本語教育小委員会において、論点を「検討材料」として調査、ヒアリング等を実施
- 日本語教育小委員会以外にも、様々な機会を生かして、関係機関・団体、都道府県・市区町村等から11の論点に関してデータ、意見を収集し、整理。
- 平成26年1月31日に「日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について（報告）」を取りまとめ。
- 平成28年2月29日に「地域における日本語教育の推進に向けて（報告）」を取りまとめ

平成28年度の審議予定

- 論点5「日本語教育の資格について」、論点6「日本語教員の養成・研修について」を審議中。

[報告]

1. はじめに～日本語教育小委員会における審議について～
2. 地域における日本語教育の実施体制について
3. 日本語教育に関する調査の共通利用項目について
4. 終わりに
5. データ等

[事例集]

1. はじめに ～日本語教育小委員会における審議の経緯について～

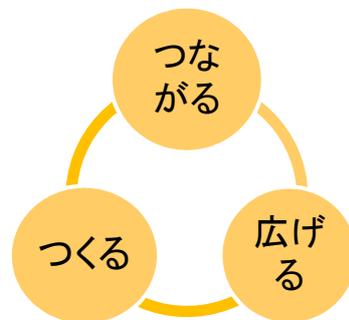
- 日本語教育を推進する上での課題を11に整理。→論点7, 論点8について議論。

「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について(報告)」(平成25年2月)

論点7「日本語教育のボランティアについて」

地域の日本語教育の実施体制についての考え方や体制の構築事例について検討。

参考となる取組事例を、「つながる」「つくる」「広げる」の三つのキーワードと6のポイントで提示。



論点8「日本語教育の調査研究の体制について」

- 日本語教育を必要とする外国人数や日本語学習環境などの基礎的なデータを把握する方策を検討。
- 日本語教育に関する調査の共通利用項目を提示。

①外国人の属性等	
※ 質問項目の詳細は「〔共通利用項目1〕学習者の属性等に関する項目について」参照。	
問1	あなたの性別はどちらですか。
問2	あなたの年齢は次のどれですか。
問3	あなたの出身は次のどれですか。
問4	あなたの在留資格は次のどれですか。
問5	あなたはどのくらい日本で生活していますか。
問6	あなたはこれから、日本でどのくらい生活する予定ですか。 (※ ②と併らし合わせることで、将来の予定と日本語学習の関係について知ることができます)
問7	仕事をしていますか。 (※ ②、③と併らし合わせることで、仕事の状況と日本語学習・日本語能力の関係について知ることができます)

2. 地域における日本語教育の実施体制について

【2. 1 外国人の受入れ施策の状況】

- H2～ 外国人数：約100万人→**210万人**
日本語学習者：6万人→**17万人**（平成26年）
- 外国人材の受入れ促進の動き。日本語教育の一層の充実が重要。

【2. 2 地域における日本語教育の現状と課題】

- 日本語教室も増加。
来日・滞日目的，出身，属性，日本語学習ニーズも多様化。
- 日本語教育は，日本語習得だけでなく，地域住民との交流，外国人の社会参加など幅広い役割を果たしている。
- 外国人が500人以下の地方公共団体
→日本語教室が開設されていないところは**86%**，
100人以下の場合→93.5%

12

【2. 2 地域における日本語教育の現状と課題】

市区町村

- 日本語教室を設置している市区町村：617（全体3割強）
自ら日本語教室を設置している地区町村：213（1割強）
→日本語教室指導者の約90%はボランティア。
予算不足，高齢化などにより人材確保が課題。
- 外国人が500人以下，人口が5万人以下の地方公共団体
→日本語教室の開設率が低い
限られた資源の活用による実施体制の整備が課題。

都道府県

- ①ニーズの把握やニーズに沿った学習機会の提供が不十分
- ②域内における日本語学習機会の格差，
- ③人材の確保，内容の質の担保などの人材養成が重要な課題

国

- 地域日本語教育コーディネーター研修等を実施。参加地域の偏りが課題。
- 「生活者としての外国人」のための日本語教育事業
申請しにくい仕組みが課題。事業実施団体の財政な自立への取組が求められる。

13

2. 地域における日本語教育の実施体制について

【2. 3 地域における日本語教育の実施体制の考え方について】

市区町村

- 外国人のニーズ把握や住民の理解を得ることが重要
- 事業の予算化，指導者やコーディネーターの配置に努める
- 人材不足の原因等を整理→指導者育成等人材確保を行うことが必要
- 一方，日本語教室は外国人の地域社会との接点となり，コミュニティやセーフティネットの役割を担っている
- 地域の実情を勘案しながら大学や日本語教育機関，事業者，近隣地方公共団体が連携・協働して日本語教育を実施することが必要。

都道府県

- 市区町村と協力して域内の日本語教育のニーズの把握に努め，日本語教育未実施の市区町村へ専門家派遣
- 人材養成，財政支援等を行うことが望まれる。

14

2. 地域における日本語教育の実施体制について

【2. 3 地域における日本語教育の実施体制の考え方について】

文化庁

- 日本語教育施策の重要性等について，国民一般の理解を得ることが必要。人材育成の研修は開催地，開催内容等を見直す必要。
- 新たに日本語教育に取り組む市町村に対しアドバイザー派遣などの支援の枠組みを設けるべき。実施団体に対し，自律的に日本語教育活動を継続することを促す仕組みを検討すべき。

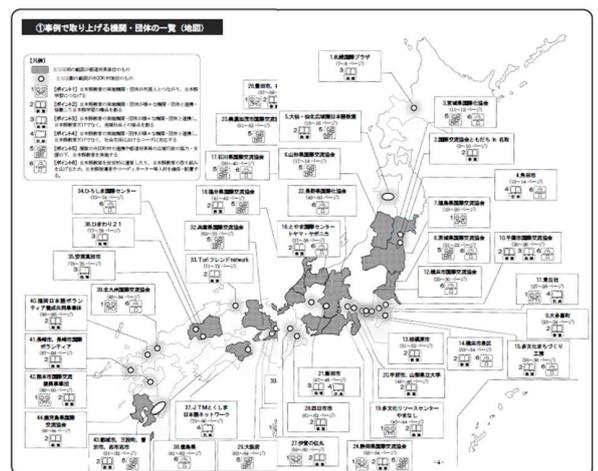
【2. 4 日本語教育の実施体制のポイント】

- 44の事例の実施体制について，「つながる」，「つくる」，「広げる」の三つのキーワードと6のポイントで紹介。

44
事例

つながる
つくる
広げる

6つの
ポイント



15

演習 1

○演習講師

米勢 治子（よねせ はるこ）

東海日本語ネットワーク副代表
地域日本語教育コーディネーター研修講師
（平成 22～26 年度）



プロフィール：

専門：地域日本語教育，多文化共生

略歴：1985 年以降，民間日本語教育機関および大学，国際交流協会などで，日本語教育，日本語教師養成ならびに日本語ボランティア養成・研修，日本人の日本語コミュニケーション能力養成などに関わる。同時に，1985 年より国際交流ボランティアの活動および帰国生の支援活動を始め，89 年より地域の日本語教室で活動。東海日本語ネットワーク設立時（1994 年）より 10 年間代表。対話と協働による多文化共生の地域づくりをめざす地域日本語教育のあり方を発信し，自治体等職員らを対象に「やさしい日本語」の普及にも取り組んでいる。愛知県立大学非常勤講師。

著書：『地域日本語学習支援の充実』文化庁編（共著，国立印刷局，2004 年）

「外国人集住地域のネットワーク形成」『トランスナショナル・アイデンティティと多文化共生—グローバル時代の日系人』（明石書店，2007 年）

「地域日本語教育は誰のためか」『トヨティズムを生きる』（せりか書房，2008 年）

『外国人と対話しよう！にほんごボランティア手帖』（共同執筆，凡人社，2010 年）

『公開講座 多文化共生論』（共同編集，ひつじ書房，2011 年）

『外国人と対話しよう！にほんごボランティア手帖 すぐに使える活動ネタ集』（編著，凡人社，2011 年）

調査研究：文化庁「地域日本語教育活動の充実方策に関する調査研究」協力者（2001～2003）、文化庁日本語教育研究委嘱日本語教育学会事業「外国人に対する実践的な日本語教育の研究開発」（「生活者としての外国人」のための日本語教育事業）運営委員・人材育成のためのプログラム開発プロジェクトコーディネーター調査班長（2007～2009）

連絡先：pxl03143@nifty.com

日本語教育体制整備ことはじめ

—地域で活かす連携のメソッド—

よねせ はるこ
米勢治子

pxl03143@nifty.com

(東海日本語ネットワーク)

演習1(導入)

—実践事例報告を聞く前に—

- ・ 地域における日本語教育とは？
- ・ 地域における日本語教育の体制整備とそのため
の連携・協働を推進する人材の役割
- ・ 地域日本語教育における都道府県・市区町村
等の役割

コミュニケーション支援と多文化共生

○総務省（2006）

「地域における多文化共生推進プラン」策定

- ・外国人住民に対する「コミュニケーション支援」
- ・「多文化共生」の定義：国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと



地域における日本語教育

目的 ⇒ 多文化共生の基盤づくり

対象 ⇒ 住民全体

地域における日本語教育とは？

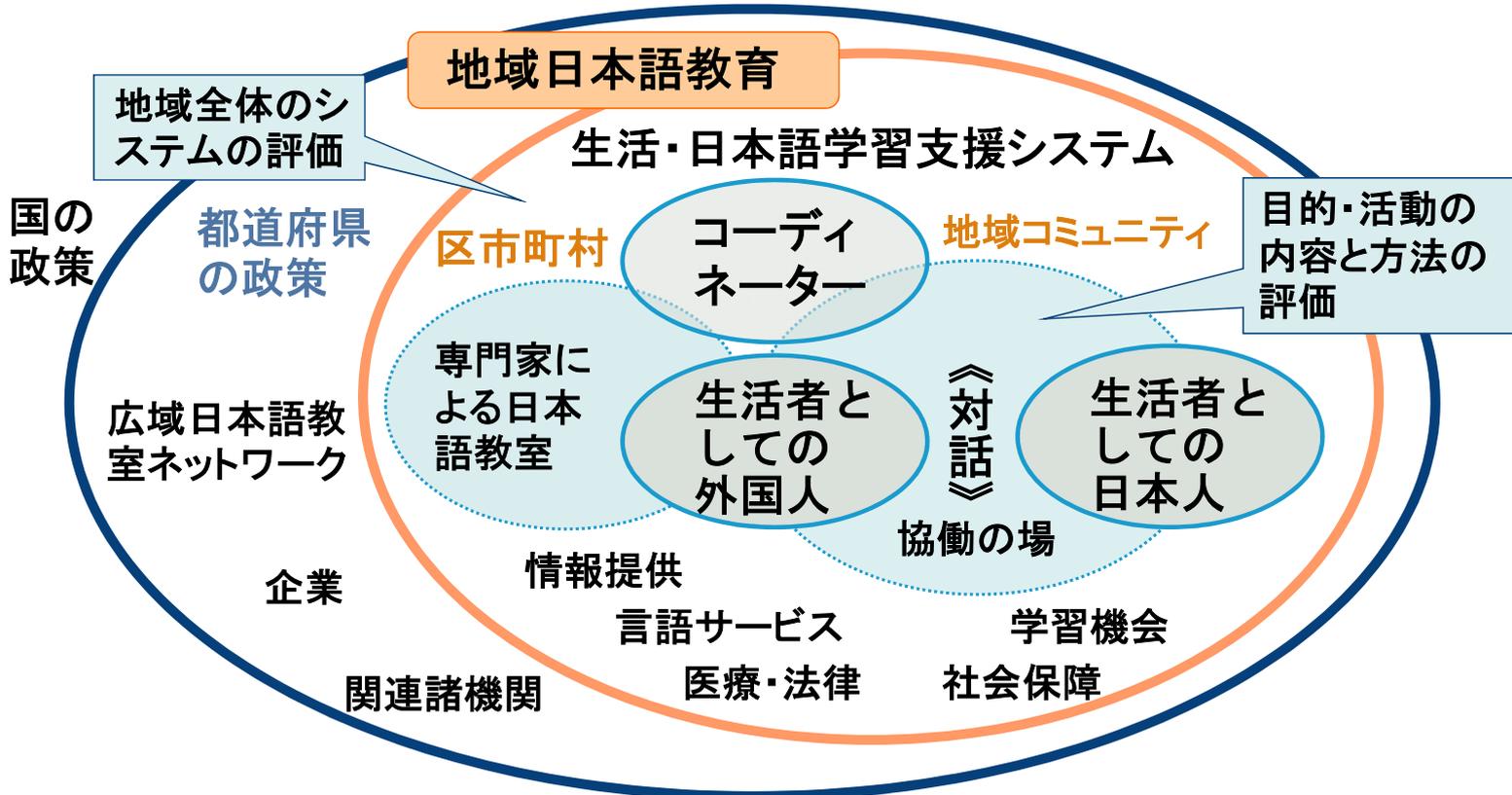
○文化庁国語分科会日本語教育小委員会（2009）

- ・地域における日本語教育は、多文化共生社会の実現に向けての取組でもあり、日本語教育を推進するためには、ボランティアや専門家のほかに一般市民の参加が必要不可欠である

○日本語教育学会（2008）

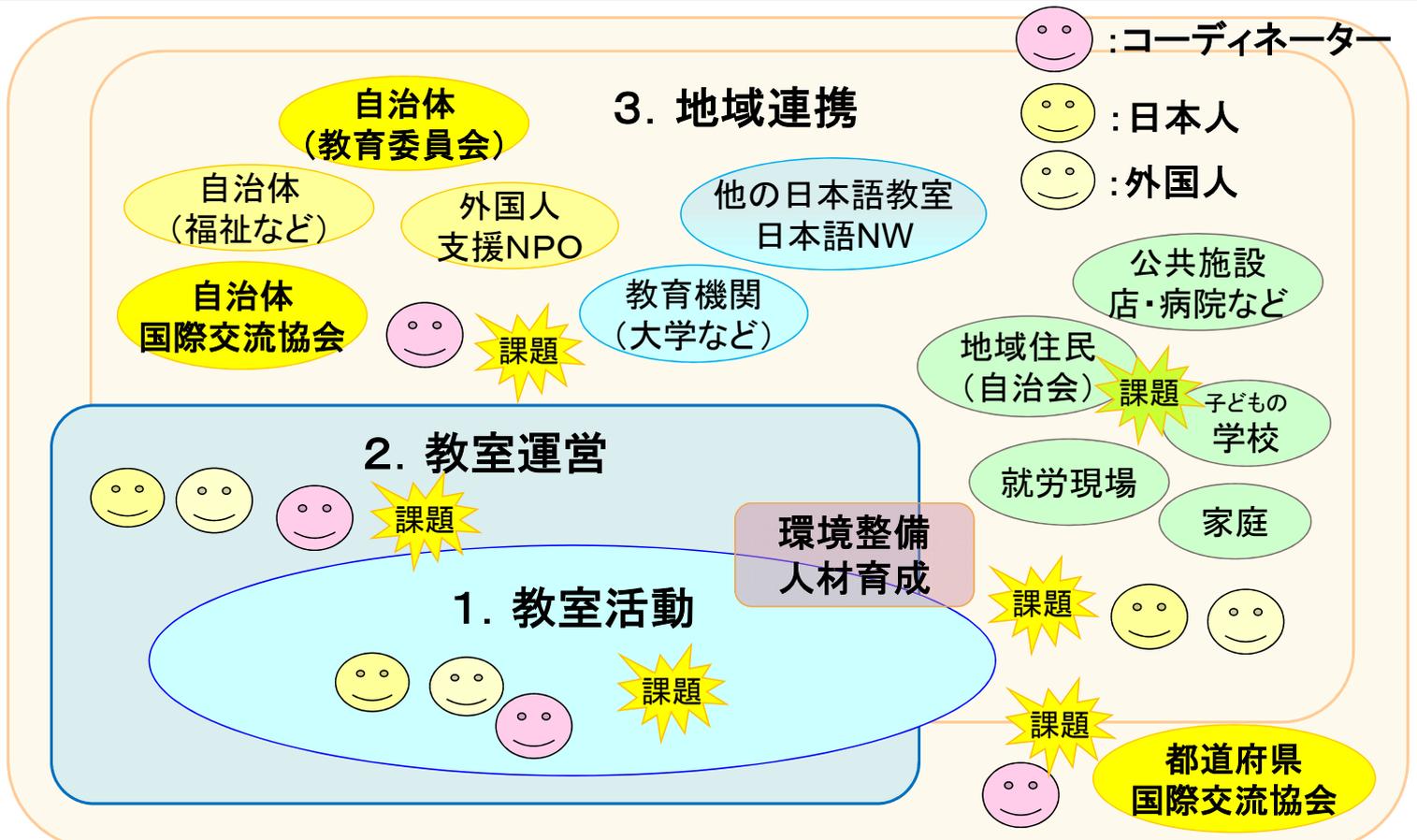
- ・地域日本語教育は、「日本語を教える／学ぶための教室」の範囲を超え、全ての人々がよりよく生きる社会の実現のために、それを妨げる問題を問い、日本語コミュニケーションの側面からの働きかけによって多文化共生の地域社会形成を目指す活動や制度、ネットワークの総体としてとらえる必要がある

地域日本語教育のシステム図 (日本語教育学会)



出典：『外国人に対する実践的な日本語教育の研究開発（「生活者としての外国人」に対する日本語教育事業）報告書』日本語教育学会（2008）

地域における日本語教育の体制整備と そのための連携・協働を推進する人材の役割



日本語教育の充実に向けた役割分担と連携

	体制整備(人材育成を除く)
国	<ul style="list-style-type: none"> 日本語教育の目標及び標準的な内容・方法及び体制整備の在り方を<u>指針</u>として示す 日本語能力及び日本語指導力の評価方法等について<u>指針</u>を示す 日本語教室の開設や改善のための<u>財政支援</u>などを行う
都道府県	<p>域内の実情に応じた日本語教育の体制整備を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> 国の示した標準的な内容・方法を参考に地域の実情に応じた日本語教育の<u>内容等の検討・調整</u>を行う 域内の日本語教育に関する<u>実態把握</u>を行う 域内関係者の<u>連絡会議</u>を開催する 他事業との連携協力や活動内容の<u>広報</u>を行う
市町村	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県が検討・調整した日本語教育の<u>内容等</u>を現場の実情に沿って<u>具体化</u>する 日本語教室の<u>設置運営</u>を行う 学習者および指導者からの<u>相談</u>に応ずる 域内外の人材・<u>情報リソース</u>を活用する

日本語教育の充実に向けた役割分担と連携

	人材育成
国	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県・市町村と連携して、国が示す<u>標準的な内容・方法を地域で担う人材</u>を育成する 国が示す標準的な内容・方法について、地域の日本語教育の指導者に適切に指導助言できる「<u>指導者の指導者</u>」を養成する
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> 域内の市町村において日本語教育を<u>事業化し推進</u>できる人材を、市町村と連携して<u>養成</u>する
市町村	<ul style="list-style-type: none"> 国が養成する「<u>指導者の指導者</u>」を活用するなどして地域における日本語教育の<u>指導者を養成</u>する

事例報告資料 1

実践事例 1 佐賀県



佐賀県地域交流部国際課 参事
山津 善直 (やまつ よしなお)

予算担当や県立シンクロトン光研究センターの立上げ・運営を経て、平成27年4月から、20年ぶりに国際経済・交流課（現国際課）で勤務。以前はJETプログラムや海外技術研修員受入事業などを担当し、現在は課の総括補佐として、多文化共生事業、地域間交流事業、ホストタウン構想関連事業などの交流担当分を主に受け持つ。



公益財団法人佐賀県国際交流協会 企画交流課長
矢富 明德 (やどみ あきのり)

平成23年4月より佐賀県国際交流協会に勤務。翌年、日本語教育事業を担当し、従来から実施している県内日本語教室の支援に加え、新規教室の立ち上げ事業を実施。平成25年度に「生活者としての外国人」のための日本語教育事業を受託し、県内の日本語支援団体と協働で地域の日本語教育体制整備に取り組む。平成24年1月多文化共生マネージャー養成コース（13期）修了。

外国人がどこよりも日本語を学べる佐賀県づくり ～最も日本語を学びやすい地域をめざして～

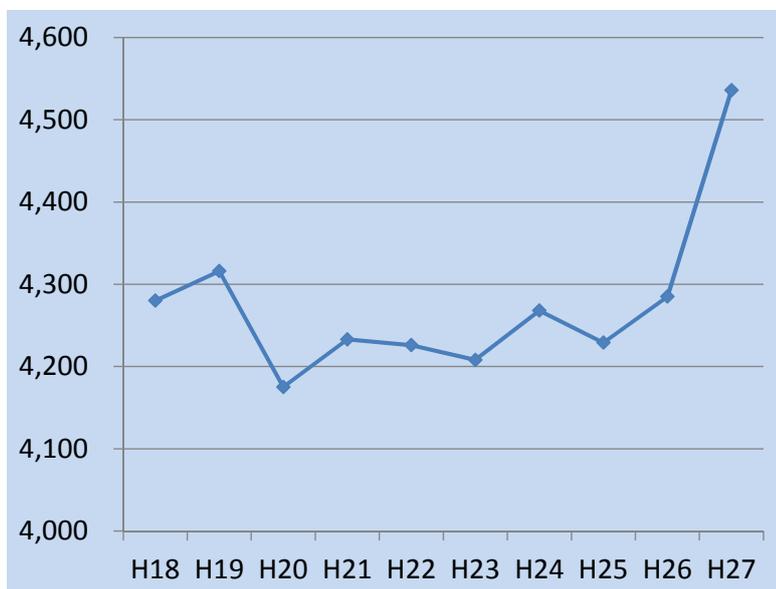


佐賀県地域交流部国際課
公益財団法人 佐賀県国際交流協会
2016年7月1日

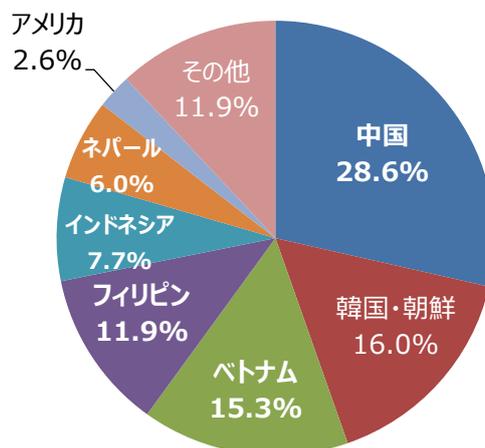
1 佐賀県の在住外国人の現況

県内在住外国人数の推移（各年12月末現在）

年次	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
人数 (人)	4,280	4,316	4,175	4,233	4,226	4,208	4,268	4,229	4,285	4,536



国籍別外国人住民比率（H27）



1 佐賀県の在住外国人の現況

在留資格別外国人数の推移（各年12月末現在）

区 分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
技能実習等	1,201	1,244	1,229	1,287	1,214	1,181	1,272	1,199	1,345	1,478
永 住 者	568	628	644	674	748	782	855	908	920	951
特別永住者	691	650	645	623	616	591	580	557	547	539
留 学	514	572	564	589	603	597	568	594	566	657
就 労 資 格	418	380	314	306	344	306	356	339	313	341
日本人の配偶者等	447	412	393	370	336	342	247	238	243	243
家 族 滞 在	195	193	191	194	199	240	249	266	217	196
定 住 者	145	129	130	127	117	120	111	101	108	100
そ の 他	101	108	65	63	49	49	30	27	26	31
総 計	4,280	4,316	4,175	4,233	4,226	4,208	4,268	4,229	4,285	4,536

3

1 佐賀県の在住外国人の現況

在住市町別外国人数（平成27年12月末現在・人）

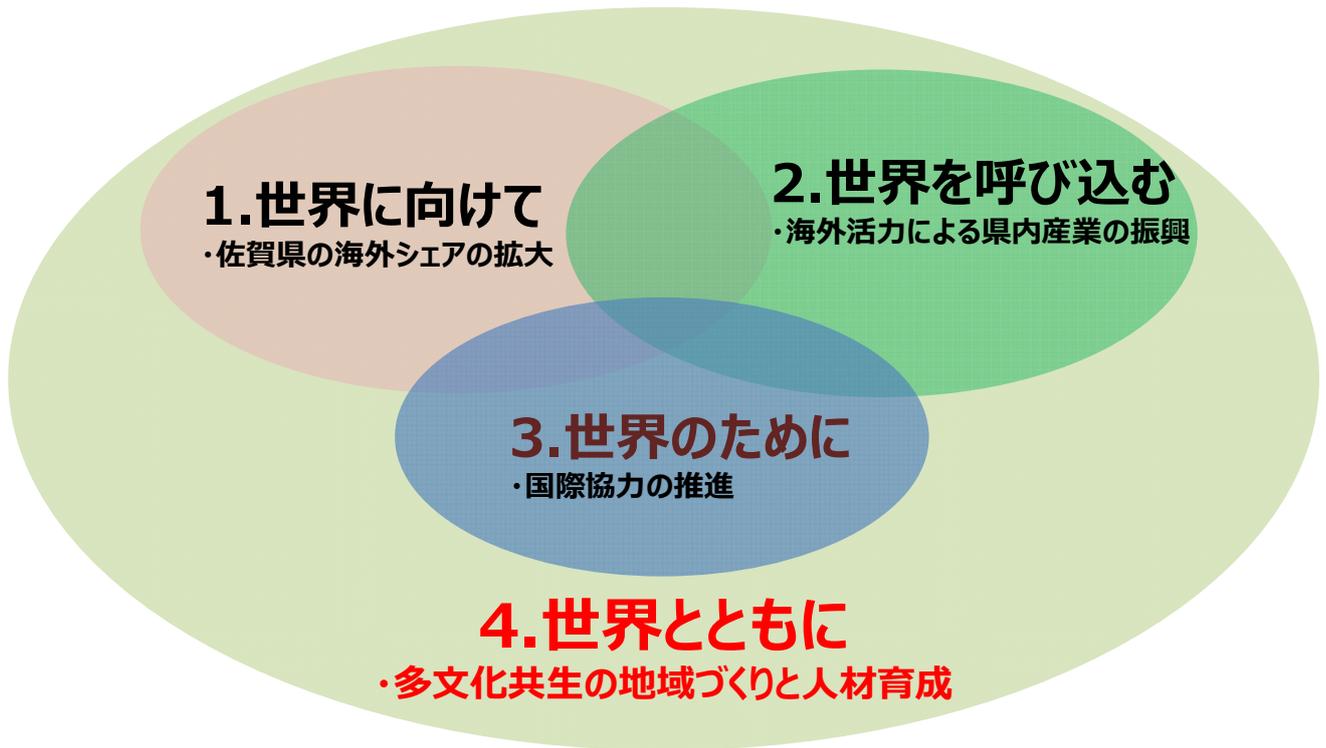
市	人 数	町	人 数
佐賀市	1,389 (0.6%)	吉野ヶ里町	71 (0.4%)
唐津市	549 (0.4%)	基山町	95 (0.5%)
鳥栖市	807 (1.1%)	上峰町	27 (0.3%)
多久市	77 (1.7%)	みやき町	110 (0.4%)
伊万里市	417 (0.8%)	玄海町	4 (0.1%)
武雄市	158 (0.3%)	有田町	111 (0.6%)
鹿島市	123 (0.4%)	大町町	20 (0.3%)
小城市	169 (0.4%)	江北町	51 (0.5%)
嬉野市	127 (0.5%)	白石町	102 (0.4%)
神埼市	91 (0.3%)	太良町	38 (0.4%)
		合 計	4,536 (0.5%)

※カッコ内は、各市町人口に占める外国人住民の割合

4

2 佐賀県国際戦略における多文化共生の地域づくり

第2期 国際戦略「世界とともに発展する佐賀県行動計画」の方向性



5

2 佐賀県国際戦略における多文化共生の地域づくり

《方向性》

1. 世界に向けて
佐賀県の海外シェアの拡大

2. 世界を呼び込む
海外活力による県内産業の振興

3. 世界のために
国際協力の推進

4. 世界とともに
多文化共生の地域づくりと人材育成

《取組の柱》

(1)豊かな国際感覚の醸成

(2)グローバル人材の育成

(3)外国人との共生による特徴ある地域づくり

《具体的取組》

i) 国際交流の促進

ii) 国際理解教育の推進

i) 佐賀県と世界を結びつける橋渡し人材の育成

ii) 海外志向の醸成

i) 外国人がどこよりも日本語を学べる地域づくり

ii) 外国人とともに産業を支え育てる地域づくり

iii) 外国人住民がどこよりも安心して暮らせる地域づくり

iv) 外国人住民が地域活動に参加している地域づくり

6

2 佐賀県国際戦略における多文化共生の地域づくり

外国人がどこよりも日本語を学べる地域づくり

○2020年に目指す佐賀の姿

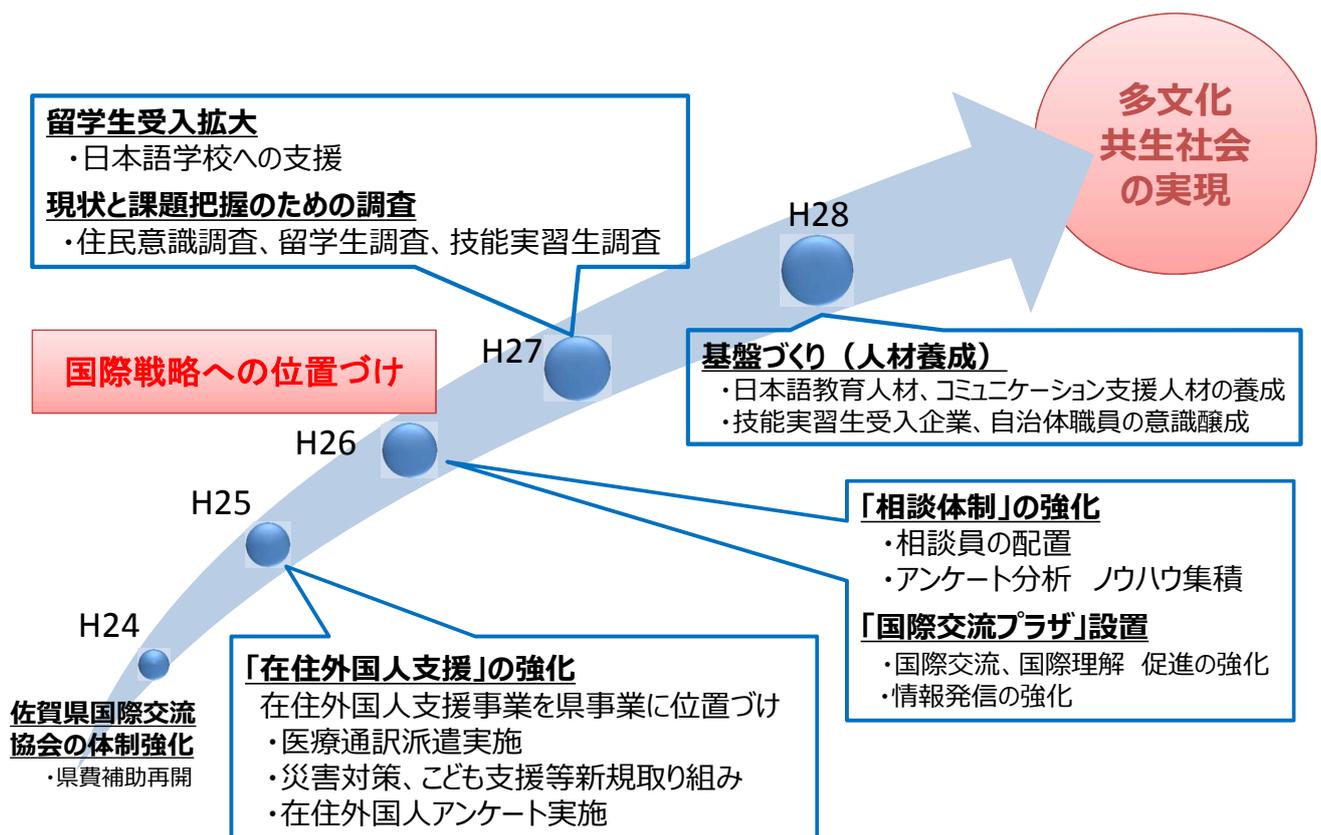
- ▶ 外国人にとっても暮らしやすいまちづくりが進んでいる中、外国人留学生に対する支援も充実していることから、多くの外国人留学生が、快適な環境のもとで意欲を持って勉学に取り組んでいる。
- ▶ 県内の日本語学校の学生をはじめ、海外で日本語を学んでいる外国人や日本語があまり得意ではない外国人住民など、様々な外国人にとって、佐賀県は最も日本語を学びやすい地域となっている。

○中期計画：3年間（2014年6月～2017年6月）

- ▶ 外国人留学生の受入れ促進のため、県内における日本語学校の設置支援や日本語学校学生への奨学金の創設、日本語教師の確保、大学留学生への奨学金の拡充などに取り組む。
- ▶ 県内各地での日本語教室の充実を図るとともに、その存在や活動内容を広く周知し、多くの外国人住民に活用してもらえるよう取り組む。

7

3 佐賀県における多文化共生事業



8

3 佐賀県における多文化共生事業

佐賀県における多文化共生に関する調査【平成27年度】

【目的】多文化共生による特徴ある地域づくりの実現のための佐賀県内の現状と課題の把握及び施策の提案

※東京外国語大学（多言語・多文化教育研究センター）への委託事業

- 【調査】
- ・ 佐賀市における多文化共生に関する住民意識調査
 - ・ 留学生の生活実態及び意識調査
 - ・ 技能実習生に関する生活及び受入企業の実態調査

課題

- ① 日本人住民の多文化共生意識が低い。その一因は外国人住民との交流機会の少なさにある。
- ② 留学生、技能実習生とも、地域情報（行政情報を含む）が届いていない。
- ③ 外国人人材が活用されていない。
- ④ 技能実習生に対する施策はほとんど講じられていない。
- ⑤ 外国人住民に対する防災対策が講じられていない。

施策の提言

9

3 佐賀県における多文化共生事業

多文化共生施策の提言～五つの視点と四つの施策の柱～

視点

- ① 日本人と外国人の交流をベースにした異文化理解
- ② 住民としての外国人に対する日本語支援
- ③ 言語・文化的問題に対応する多言語情報・提供・相談対応
- ④ 外国人人材の地域参画
- ⑤ 防災

それぞれに対して独立した施策が必要ということではなく、一つひとつの施策にこれらの視点が含まれることが需要！

柱

- ① 国際理解教育の充実
- ② 日本語学習支援の拡充
- ③ 多言語情報提供・相談窓口の充実
- ④ 多文化に対応する防災対策の実施

独立・分断したものにしない！

10

3 佐賀県における多文化共生事業

佐賀県における多文化共生に関する調査 [平成27年度]

施策提言を踏まえた基盤整備のための具体的な施策案

1. 地域日本語教育推進のための基盤整備

- 地域日本語教育コーディネーターの養成
- 日本語で交流活動をベースとしたボランティアの養成

2. 多言語・多文化対応の基盤整備

- 自治体職員の「多文化共生」理解と相談ネットワークの構築
- コミュニケーション支援のための多言語人材の発掘・養成

3. 外国人就業者・技能実習生受け入れの基盤整備

- 企業側の異文化理解・異文化経営の理解促進
- 言語・文化面の問題に対応する仕組みづくり
- 多文化に対応する防災対策

上記基盤整備を推進するための基盤整備

- 専門職としての多文化社会コーディネーター

3 佐賀県における多文化共生事業

佐賀県多文化共生基盤づくり委託事業 [平成28年度]

【目的】平成27年度に実施した調査結果を広く県民と共有し、提言に基づいて県民と協働で多文化共生施策を展開していくための基盤をつくる（人材育成）
 ※NPO法人CINGAへの委託事業

講 座	内 容
地域日本語教育 コーディネーター講座	<ul style="list-style-type: none"> ○地域日本語教室のボランティアを対象として、自らの活動を客観的に振り返るとともに、多文化共生型の日本語教室とは何かを学ぶ。 ○今後地域日本語教室で活動を希望する方を対象として、多文化共生型の地域日本語教室を担う人材を育成する。
コミュニケーション ボランティア 養成講座	<ul style="list-style-type: none"> ○日本語、外国語による外国人とのコミュニケーションを支援する人材を育成する。 ○相談のための専門的な通訳活動を行う人材を育成する。
技能実習生受入企業 向け講座	○技能実習生を受入れている民間企業を対象として、技能実習生度や異文化経営の考え方、地域産業振興について学ぶ。
自治体向け講座	○各市町の担当者を対象として、多文化共生についての理解、外国人を住民として捉え施策を検討する必要性を学ぶ。

3 佐賀県における多文化共生事業

佐賀県多文化共生基盤づくり委託事業 [平成28年度]

四つの講座の構成

※参加者の対象別に講座を開設

「共通科目」(下記は科目名)

: 多文化共生の基盤 / 技能実習制度の限界と可能性 / 多文化共生をめざす地域
日本語教育 / 異文化間コミュニケーションの重要性と日本語の位置づけ / 国際理
解教育から見た多文化共生 等



「各専門講座科目」

- ◎ 地域日本語教育コーディネーター講座
: 生活マップを活用したプログラム開発 等
- ◎ コミュニケーションボランティア養成講座
 - ・ 日本語交流活動コース: 参加型学習の手法～ワークショップ～
 - ・ 多言語交流活動コース: 外国語を使ったボランティア活動と知っておきたい基礎知識
 - ・ 相談通訳活動コース: 相談通訳の技法～ワークショップ～
- ◎ 技能実習生受入企業向け講座: 企業との協働による技能実習生向け施策の展開
- ◎ 自治体向け講座: 外国人相談・防災施策の現状と課題 等

終了後は活動
員名簿へ登録

県内での支援
活動に積極的
に参加を求める

13

3 佐賀県における多文化共生事業

日本語教育について目指す姿

地域日本語教室が、在住外国人と地域とをつなげる居場所となっている。
[多文化共生社会の核としての日本語教室]

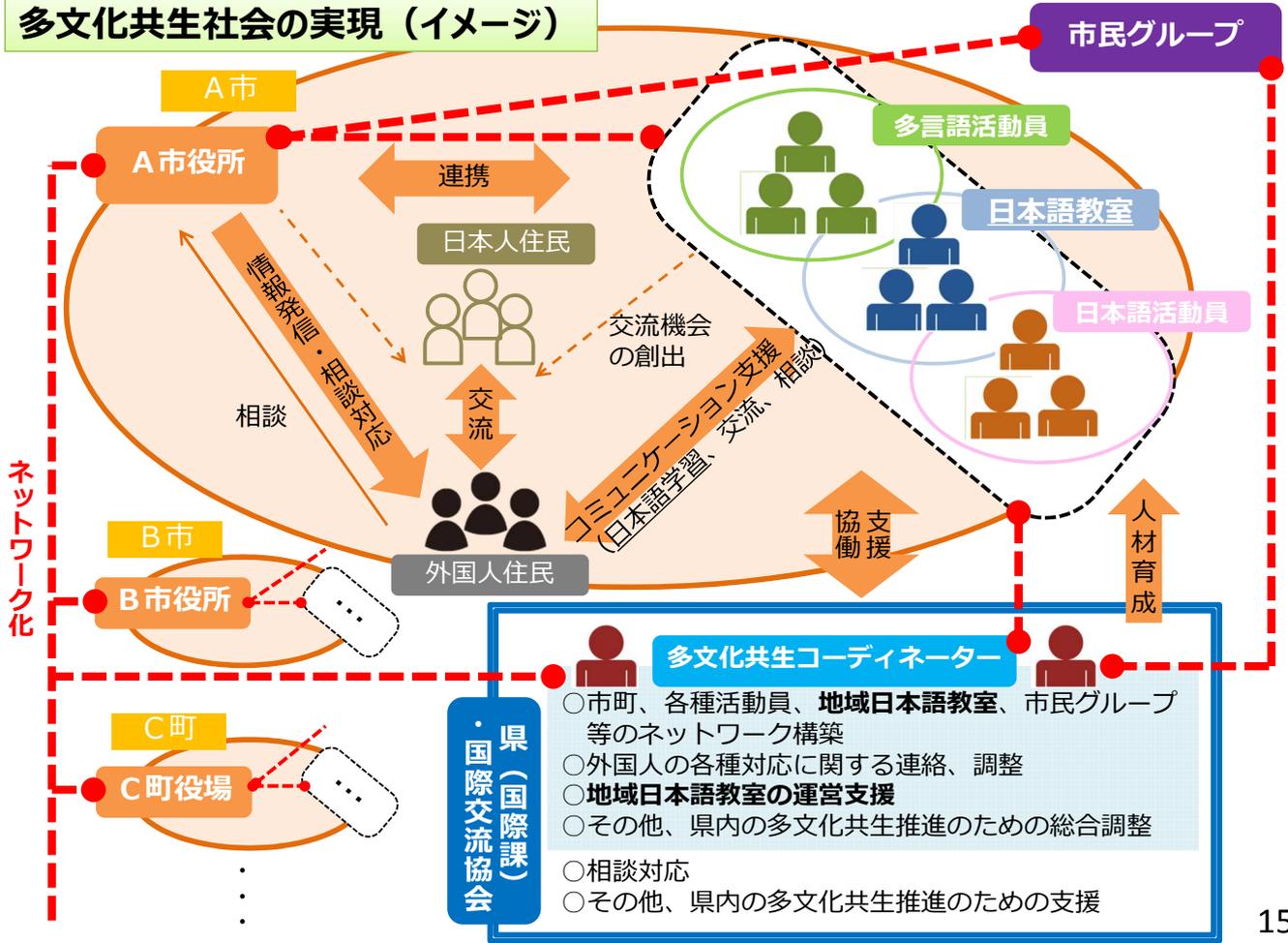
- 日本語学習者とボランティアが対等な立場で対話をしながら学習する
- 多くの地域住民が参加し、交流をベースにした活動をする
- 日本語教室を通じて、在住外国人が多様な地域活動へ参加する
- 日本語学習者の悩みをボランティアが聞き、相談窓口へつなげる
- 日本語を習得している外国人人材を活用する
- 技能実習生についても、日本語教室に参加し、地域の一員として活躍する

～ この実現のため、以下のような取組を今後進めていく

- このような日本語教室の運営を担える地域日本語教育コーディネーターの養成
- 日本語教室で活動する幅広いボランティアの養成
- 日本語教室空白地域での教室開設支援 (市町への働きかけ)
- 日本語教室と市町、相談窓口、民間交流団体、言語ボランティアなどとのネットワーク作り

14

多文化共生社会の実現（イメージ）



4 佐賀県国際交流協会における取組



- **日本語教室の開設支援**
 - **日本語グループ支援事業（養成講座や講演会）**
 - **子ども支援ボランティア養成、派遣**
 - 生活相談（相談件数：373件）
 - 医療通訳サポーター派遣・養成講座（派遣件数：171件）
 - 国際理解講座（実績：71講座/参加者数4,978名）
 - 国際交流ボランティア登録・研修（ボランティア登録者数 6分野426名）
 - グローバル人材育成（ボランティアのための語学講座）
 - 各種セミナー・交流会・講演会（多文化共生・国際理解セミナー・料理交流）
 - 国際交流や多文化共生活動に取り組む団体への助成金交付事業
- 等



4 佐賀県国際交流協会における取組

日本語グループ支援事業

- 県内の日本語教室（14教室）の活動費（会場費、教材費等）の補助
- 日本語教室の自主勉強会への講師派遣
- **日本語教室へのコーディネーターチームの派遣**
- 日本語教室の広報支援（チラシ印刷・配布）

日本語教室の開設支援

- **県内の日本語教室空白地域での日本語教室開設支援**
 - ・ ボランティア養成講座の開催
 - ・ 開設にあたるボランティア募集（広報）
 - ・ 開設地域の自治体との連絡・調整

17

4 佐賀県国際交流協会における取組

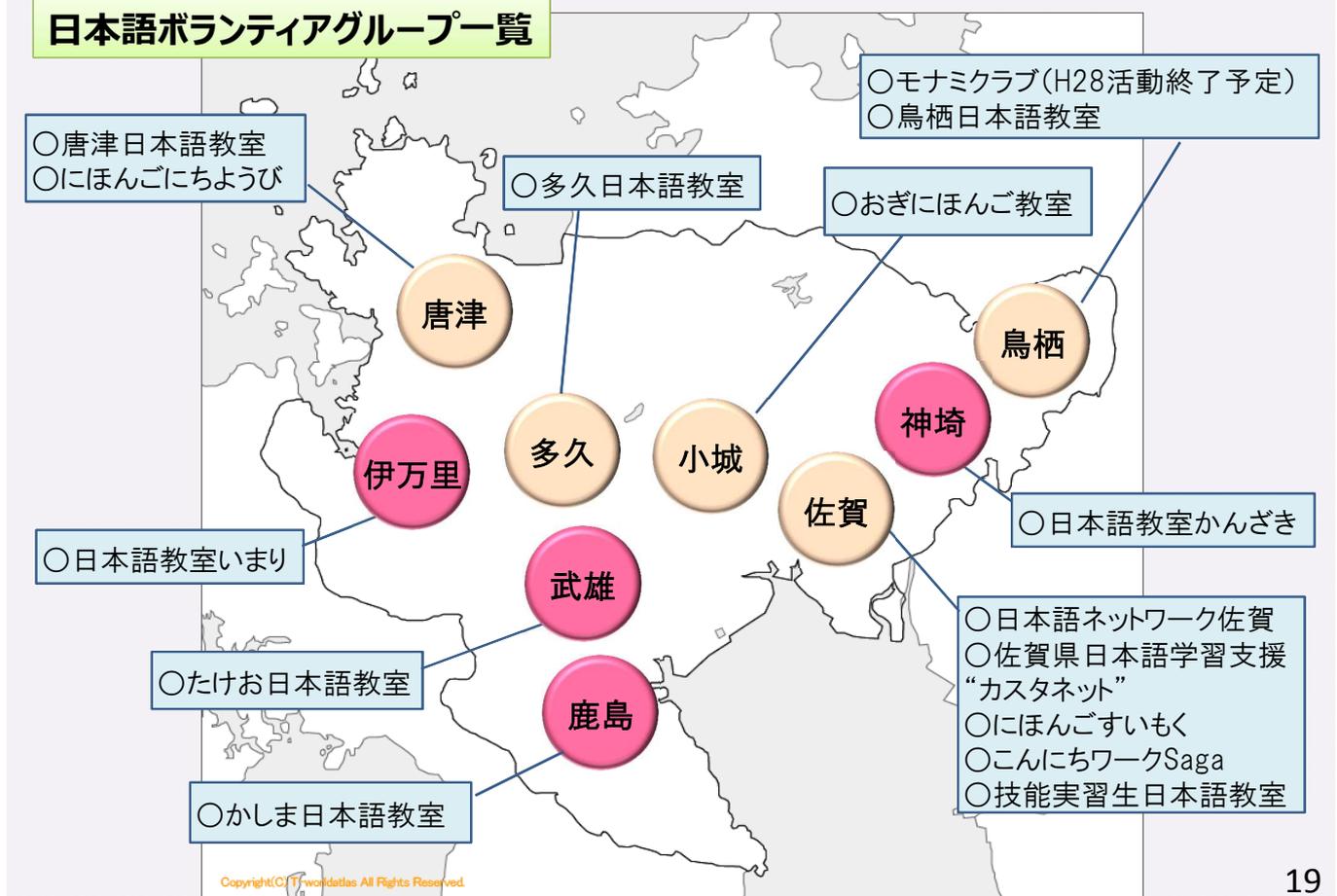
日本語教室へのコーディネーターチームの派遣

- 県内日本語教室へ3回まで派遣
- 日本語教室運営に関わる相談に乗る
- 構成
 - ・日本語教育専門家
 - ・佐賀県職員
 - ・佐賀県国際交流協会職員 など
- チームで日本語教室に出向き、相談にのる
 - 相談内容別にその専門家が対応する
 - （例）日本語教室の相談内容について／教材の選び方：**日本語教育専門家**
 - 教室の広報や団体運営について：**国際交流協会職員**

18

4 佐賀県国際交流協会における取組

日本語ボランティアグループ一覧



19

4 佐賀県国際交流協会における取組

こども支援ボランティア派遣



1. 学校への日本語支援
教育委員会の補完事業として、支援が必要な児童・生徒のために 県内小中学校へこども日本語サポーター及び必要に応じてコーディネーターを派遣
2. 母語ボランティア（通訳）の派遣
児童・生徒、保護者と学校関係者とのあいだで日本語の意思疎通が難しい場合、母語ボランティア（通訳）を派遣
3. 母語ボランティア（児童・生徒のメンタルケア）の派遣
児童・生徒をメンタル面でサポートするため、母語ボランティア（児童・生徒のメンタルケア）を派遣

20

4 佐賀県国際交流協会における取組

連携について

- 市町との連携体制
- 専門家や民間支援団体
- その他

21

5 まとめ

佐賀県の現状

- 佐賀県における在留外国人は4,536人で人口の0.5%であり、外国人の集住地区はなく、外国人住民の比率も低い。
 - 問題はまだ顕在化していない。
 - ほとんどの市町において、外国人住民に対する行政サービス（やさしい日本語・多言語対応等）はこれから。

佐賀県の国際戦略

- 第2期国際戦略で「多文化共生による地域づくり」を掲げ、「外国人がどこよりも日本語を学べる地域づくり」を目指す。
 - H27：多文化共生に関する調査（市民・留学生・技能実習生）を実施。
 - H28：多文化共生基盤づくり（人材育成）事業を実施。この中で、地域日本語教育コーディネーター講座・コミュニケーションボランティア養成講座を開設。

佐賀県国際交流協会の取組

- 県（国際課）からの補助・委託事業等により様々な多文化共生施策を実施。
 - 日本語教室の開設支援、日本語グループ支援事業（養成講座や講演会）、こども支援ボランティア養成、コーディネーター派遣を実施。

佐賀県における多文化共生の推進

-  国際課と  国際交流協会が強固に連携して、多文化共生施策を推進。

22

事例報告資料 2

実践事例 2 宮城県角田市



宮城県角田市総務部政策企画課協働交流係長
佐藤 蔵人（さとう くらんど）

平成 28 年 4 月より政策企画課協働交流係で勤務。当係の業務は、協働のまちづくり事業、定住促進事業、日本語講座などの国際交流事業、銀河連邦事業など多岐に渡り実施しており、主にこれら業務の総括として取り組んでいる。

市の職員のコーディネートによる 日本語教育の実施



宮城県角田市総務部
政策企画課協働交流係長
佐藤 蔵人

◎宮城県角田市の紹介



- 仙台市から南に約40kmの県南部に位置する田園都市
- 西は蔵王連峰の裾野、東は阿武隈山地の最北端に囲まれ、市域の中央を阿武隈川が南北に貫流
- 中央部に市街地、周辺部に農地が広がる田園都市
- 面積147.53km²
- 特産物 米、秘伝豆、梅干し、いちご、ブロッコリー
- JAXA角田宇宙センターがあり、台山公園には純国産ロケットH-II実物大模型が聳える「明日の宇宙を拓くまち」
- こめ・まめ・うめ・ゆめ・ひめの「角田の5つの“め”」で魅力づくり
- 人口30,318人（H28. 3. 31現在）
- 市内在住外国人数**171**人（H28. 3. 31現在）
（中国95人 韓国26人 フィリピン25人 その他25人）
- 角田市総人口における外国人住民の割合 **0.56%**



角田市第5次長期総合計画後期基本計画2016 (H28.3月策定)

第1章 人が賑わいのあるまち

第3節 交流人口拡大の推進

(1) 交流の推進

■ 計画の内容

⑤ 国際社会に向けた人づくり、環境づくり

- ・ 外国人とのコミュニケーション能力の向上を図るため、小・中学校英語教育や国際理解教育を推進します。

- ・ 婚姻などにより本市に居住する外国人を対象とする日本語講座の充実を図ります。

◎角田市日本語教室

- 毎週木曜日 10:00~12:00
(前期(4~9月)、後期(10~3月))
- 角田市主催(会場:ウエルパーク)
- ボランティア(講師・ボランティア)が指導
 - ・講師4名:日本語指導
 - ・ボランティア3名:指導補助
- 受講者数(H28前期講座)
(登録者数14名(平均参加者数10人))
- 託児の実施 市内NPOとH28.4月に契約締結

平成28年度 角田市日本語講座(前期)開催日程						
開催回数	開催月日	開催曜日	開催時間	会場		備考
				教室	託児室	
1	4/14	木	10~12	ウエルパーク		前期開講式
				会議室1(2F)	ちびっこ広場(1F)	
2	4/21	木	10~12	ウエルパーク		
				会議室1(2F)	ちびっこ広場(1F)	
3	4/28	木	10~12	ウエルパーク		
				会議室1(2F)	ちびっこ広場(1F)	
4	5/12	木	10~12	ウエルパーク		市内見学
				会議室1(2F)兼合	ちびっこ広場(1F)	
5	5/19	木	10~12	ウエルパーク		
				会議室1(2F)	ちびっこ広場(1F)	
6	5/26	木	10~12	ウエルパーク		
				会議室1(2F)	ちびっこ広場(1F)	
7	6/2	木	10~12	ウエルパーク		
				高齢者健康づくり推進室	ちびっこ広場(1F)	
8	6/9	木	10~12	ウエルパーク		
				高齢者健康づくり推進室	ちびっこ広場(1F)	
9	6/16	木	10~12	ウエルパーク		
				会議室1(2F)	ちびっこ広場(1F)	
10	6/23	木	10~12	ウエルパーク		
				会議室1(2F)	ちびっこ広場(1F)	
11	6/30	木	10~12	ウエルパーク		
				会議室1(2F)	ちびっこ広場(1F)	
12	7/7	木	10~12	ウエルパーク		フリートークの日
				会議室1(2F)	ちびっこ広場(1F)	
13	7/14	木	10~12	ウエルパーク		
				会議室1(2F)	ちびっこ広場(1F)	
14	7/21	木	10~12	ウエルパーク		
				会議室1(2F)	ちびっこ広場(1F)	
15	7/28	木	10~12	ウエルパーク		
				会議室1(2F)	ちびっこ広場(1F)	
16	8/4	木	10~12	ウエルパーク		
				高齢者健康づくり推進室	ちびっこ広場(1F)	
17	8/18	木	10~12	ウエルパーク		
				会議室1(2F)	ちびっこ広場(1F)	
18	8/25	木	10~12	ウエルパーク		
				会議室1(2F)	ちびっこ広場(1F)	
19	9/1	木	10~12	ウエルパーク		
				高齢者健康づくり推進室	ちびっこ広場(1F)	
20	9/8	木	10~12	ウエルパーク		
				高齢者健康づくり推進室	ちびっこ広場(1F)	
21	9/15	木	10~12	ウエルパーク		
				会議室1(2F)	ちびっこ広場(1F)	
22	9/29	木	10~12	ウエルパーク		
				高齢者健康づくり推進室	ちびっこ広場(1F)	

平成28年度 角田市日本語講座(後期)開催日程						
開催回数	開催月日	開催曜日	開催時間	会場		備考
				教室	託児室	
1	10/6	木	10~12	ウエルパーク		後期開講式
				高齢者健康づくり推進室	ちびっこ広場(1F)	
2	10/13	木	10~12	ウエルパーク		
				会議室1(2F)	ちびっこ広場(1F)	
3	10/20	木	10~12	ウエルパーク		
				会議室1(2F)	ちびっこ広場(1F)	
4	10/27	木	10~12	ウエルパーク		
				会議室1(2F)	ちびっこ広場(1F)	
5	11/10	木	10~12	ウエルパーク		
				会議室1(2F)	ちびっこ広場(1F)	
6	11/17	木	10~12	ウエルパーク		
				会議室1(2F)	ちびっこ広場(1F)	
7	11/24	木	10~12	ウエルパーク		
				会議室1(2F)	ちびっこ広場(1F)	
8	12/1	木	10~12	ウエルパーク		
				会議室1(2F)	ちびっこ広場(1F)	
9	12/8	木	10~12	ウエルパーク		
				会議室1(2F)	ちびっこ広場(1F)	
10	12/15	木	10~12	ウエルパーク		
				会議室1(2F)	ちびっこ広場(1F)	
11	12/22	木	10~12	市民センター		おたのしみ会
				203会議室(2F)		
12	1/5	木	10~12	ウエルパーク		
				会議室1(2F)	ちびっこ広場(1F)	
13	1/12	木	10~12	ウエルパーク		
				会議室1(2F)	ちびっこ広場(1F)	
14	1/19	木	10~12	ウエルパーク		
				会議室1(2F)	ちびっこ広場(1F)	
15	1/26	木	10~12	ウエルパーク		
				会議室1(2F)	ちびっこ広場(1F)	
16	2/2	木	10~12	ウエルパーク		
				会議室1(2F)	ちびっこ広場(1F)	
17	2/9	木	10~12	ウエルパーク		
				会議室1(2F)	ちびっこ広場(1F)	
18	2/16	木	10~12	ウエルパーク		
				高齢者健康づくり推進室	ちびっこ広場(1F)	
19	2/23	木	10~12	ウエルパーク		
				高齢者健康づくり推進室	ちびっこ広場(1F)	
20	3/2	木	10~12	ウエルパーク		
				会議室1(2F)	ちびっこ広場(1F)	
21	3/9	木	10~12	ウエルパーク		
				会議室1(2F)	ちびっこ広場(1F)	
22	3/16	木	10~12	ウエルパーク		終了式
				会議室1(2F)	ちびっこ広場(1F)	

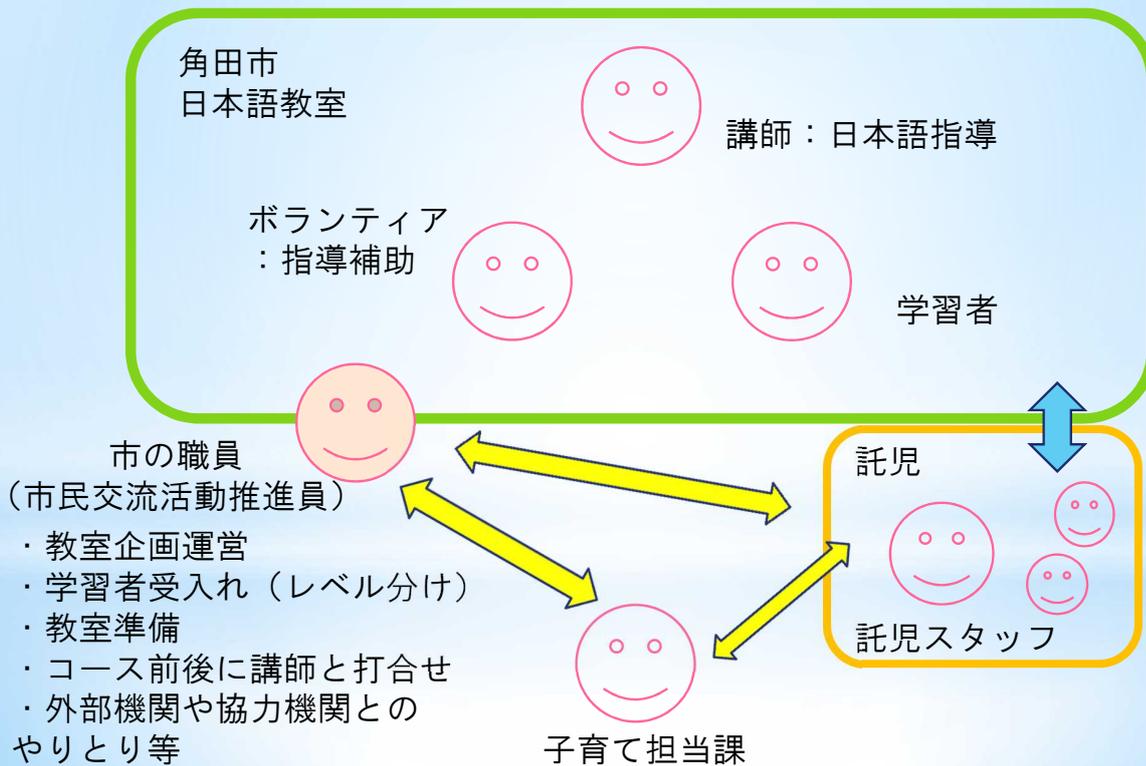


レベル別にグループに分かれて勉強しています！

上手に言えるかな・・・??



<日本語教室の運営体制（現在）>



◎日本語教室開催の経緯

●開催の経緯

市の担当職員に、市民から市内在住外国人が増加したので、「日本語教室を実施してはどうか」という提案があったことにより、H13年から市民活動として「楽しい日本語講座」を開始した。

●開催当初の内容

H16年から市の活動として位置づけ、昼・夜の2回に分け、日本語講師3名（うち市職員1名）で開催した。

＜日本語教室運営の中での二つの課題＞

1 託児の確保

2 人材の確保

1 教室運営における課題解決 ー託児編ー

●なぜ託児が入っている？

開催時間が昼間であることにより、受講生から、託児をお願いしたいとの声が寄せられた。

※受講生の利便性を図るため→託児併設

●託児併設とNPO、子育て担当課との関連性

併設にあたり、職員が市内の業者を検索。また、子育て担当課で診断等の来庁者に、聞取調査を実施した。

※検索・調査の結果→託児業務相手方決定

●教室開設施設内にある子育て担当課との連携

●託児担当NPOからの子供たちに関する情報収集・提供

●託児を実施して

<利用者の声>

- ・安心して講座を受講できる。
- ・併設しているので病気等があった場合、すぐに対応できる。 等

<連携先（NPO）>

- ・一時保育は突発的なものが多いが、市と契約したことにより、決まった時期に保育を行える。（安定性）
- ・国籍で慣習の相違があり、その都度、対応するため保育士のスキルアップになっている。

<連携先（子育て担当課）>

- ・ネットワークの構築になっている。

2 教室運営における課題解決 一人材編一

●宮城県国際化協会との連携

講師の高齢化に伴いボランティアの育成が急務となった。

●なぜ宮城県国際化協会と協力したか

講師の人材が豊富であり、こちらが望むボランティアを育成できる講師を派遣してもらえる。

●講座の概要

- ・H26. 2～3月：4回開催。
- ・市の広報、HP等に掲載、チラシの配布

● ボランティア養成講座

MTA 日本語ボランティア 養成講座 (角田編)

外国人と交流を深めながら日本語
学習のお手伝いをしてみませんか？



宮城県には、現在たくさんの外国出身の方が暮らしています。地域の日本語教室は、そうした方々が日本語能力を身につける場、地域住民とのつながりを得る場となっているほか、東日本大震災の際には、安否確認や情報伝達の場として、地域に暮らす外国人の大きな支えとなっていました。

この講座は、そのような地域の日本語教室において、外国人と交流を深めながら日本語学習のお手伝いをする「日本語ボランティア」として活動を開始するための基礎的な知識などを学んでいただくためのものです。ご興味のある方はどなたでもご参加いただけます。

● 第1回

2014年 2月25日(火) 13:30~16:30

- ・地域の国際化と日本語ボランティア活動
- ・私たちの使う日本語を見直す①
～外国語としての日本語～

● 第2回

2014年 3月4日(火) 13:30~16:30

- ・学習者の気持ちになってみよう～外国語学習体験～
- ・地域日本語教育の実例～角田市の取り組み～
- ・私たちの使う日本語を見直す②
～「わかりやすい日本語」で話す工夫～

● 第3回

2014年 3月11日(火) 13:30~16:30

- ・日本語学習支援の方法①
～日本語の教科書を見てみよう～

● 第4回

2014年 3月18日(火) 13:30~16:30

- ・日本語学習支援の方法②
～いろいろな素材を使って「おしゃべり」しよう～

会場 阿武隈急行角田駅内 オークプラザ2階展示室 **定員** 30名 **受講料** 無料(要申込み)

講師 鈴木英子さん(宮城県国際化協会日本語講座講師)他

お問合せ・お申込み

角田市総務部政策企画課
TEL: 0224-63-2112 FAX: 0224-62-4829
メール: seisaku@city.kakuda.miyagi.jp
(公財)宮城県国際交流協会(MIA)
TEL: 022-275-3796 FAX: 022-272-5063
メール: mail@mia-miyagi.jp

お申込みの際は、お名前・ご住所・お電話番号・メールアドレス
をお知らせください。



主催 公益財団法人宮城県国際化協会(MIA) / 角田市

● 養成講座を実施して

※受講者16名(うち5名 開講式見学)

<日本語教室受講者の声>

- ・非常にわかりやすく興味を持てた。
- ・簡易な内容と考えて参加したが、自分には無理 等

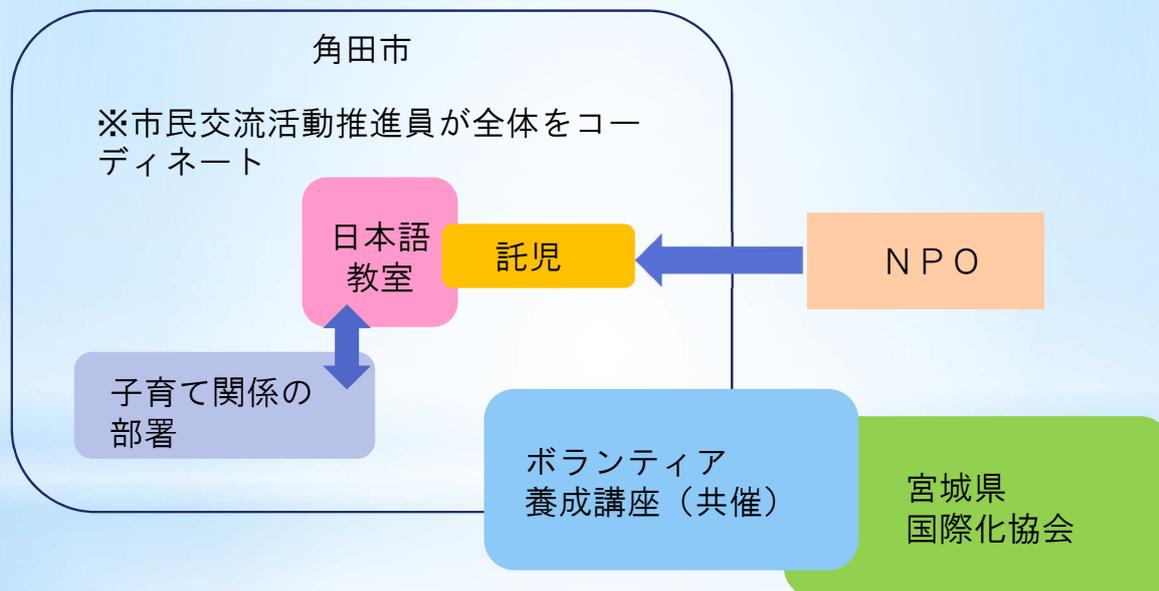
<ボランティアの声>

- ・個人のスキルアップに繋がった。

● 連携先の声

- ・市内講師の講義内容の紹介し、好評であった。

3 日本語教室を中心とする連携



●連携体制の手応えと苦労した点

<手応え>

- ・講師（教える）と受講生（教わる）双方の上達
- ・託児を併設したことにより、安心した受講体制による受講生の集中力の増加
- ・家族の都合により休むことが多い受講者に対し、行政から家族への理解を働きかけ

<苦労>

- ・講師（教える）と受講生（教わる）の相性
- ・講座で希望するボランティアの育成

4 課題と今後の展望

<講師関係>

- 講師の高齢化

- ボランティアから講師へ 経験年数の短縮 等

- 講師・ボランティアの個人のスキルアップ

- 講座の開催場所が県内各地の場合もあり、その都度旅費等の自己負担の発生。市で講座開催時も費用がかかる。

<受講生>

- 仕事のため、休みがちである。

- 電話等で事前相談し、本人の意思を確認

<他機関との連携>

- 講師育成の場の提供→事務手続きの簡素化

<市（市民交流活動推進員）の職員>

- 講師の方々の連絡調整、後継者育成

演習 2・3

演習2

- ・ 地域における日本語教育体制整備の可能性
…実践事例の整理

- ・ GW：自己紹介と事例報告のふりかえり

(休憩)

全体共有と質疑

課題解決に向けた実践事例の整理

1. 佐賀県

2. 宮城県角田市

GW 自己紹介と事例のふりかえり

● 自己紹介… 2分+QA2分/1人

- ① 名前/所属
- ② 日本語教育における役割
- ③ 事例の参考になった点・自身の地域に活か
せそうなこと
(もやもやしている点)

休憩 15分

全体共有と質疑応答

- ここまで
自己紹介および実践事例をふりかえって
 - 全体で共有したいこと
 - 疑問に思ったこと
 - ～さんに聞いてみたいこと

演習3

- 体制整備に向けた段階の整理
- GW 課題解決に向けた日本語教育の体制整備の可能性の検討
- 発表（共有）

チェックしてみましょう…○△× 体制整備の実現に向けた段階

日本語教育担当者が地域課題に挑む10のステップ

- | | |
|----|-----------------------------------|
| 1 | 外国人住民の概況(人数・国籍・言語・在留資格・年齢比率)の把握 |
| 2 | 外国人住民の生活課題・ニーズ・日本語学習環境・日本語レベルの把握 |
| 3 | 地域における日本語教室・ボランティアの状況の把握 |
| 4 | 外国人の現状・学習環境に応じた日本語教室の設置場所・開催日時の検討 |
| 5 | ニーズ・学習環境に応じた日本語教育プログラム・教材の検討 |
| 6 | 日本語教育に必要な人材・支援者の確保と育成 |
| 7 | 外国人住民に対する情報提供 |
| 8 | 地域の多文化共生に対する啓発・相互理解のための機会創出 |
| 9 | 地域の社会資源・リソースの発掘と活用 |
| 10 | 地域連携・ネットワークの構築 |

チェックしてみましょう…○△× 体制整備の実現に向けた段階(1)－知る

情報収集はどの程度できているか？

- | | |
|---|----------------------------------|
| 1 | 外国人住民の概況(人数・国籍・在留資格・年齢比率)の把握 |
| 2 | 外国人住民の生活課題・ニーズ・日本語学習環境・日本語レベルの把握 |
| 3 | 地域における日本語教室・ボランティアの状況の把握 |

1.外国人の状況

⇔ 3.学習者の状況

2.外国人の生活課題・学習環境など

⇔ 3.実施体制・活動内容

↑ ↑

地域における日本語教育の意義

★「共通利用項目」の調査票

チェックしてみましょう …○△× 体制整備の実現に向けた段階(2) – 創る

	日本語教育事業はどの程度できているか？
4	外国人の現状・学習環境に応じた日本語教室の設置場所・開催日時の検討
5	生活課題・ニーズ・学習環境に応じた日本語教育プログラム・教材の検討
6	日本語教育に必要な人材・支援者の確保と育成

1.外国人の状況⇔3.学習者の状況 ⇒4.実施体制の確認・改善
 2.外国人の生活課題・学習環境など⇒5.活動内容の確認・改善
 ↑ ↑
 日本人の意識 6.人材の育成

- ★地域日本語教育実践プログラム(A)
- ★日本語教育コンテンツ共有システム(NEWS)
- ★生活者としての外国人のための日本語教育事業報告書
- ★地域日本語教育スタートアッププログラム(アドバイザーリスト)

チェックしてみましょう …○△× 体制整備の実現に向けた段階(3) – 広げる

	地域の多文化共生はどの程度できているか？
7	外国人住民に対する情報提供
8	地域の多文化共生に対する啓発・相互理解のための機会創出

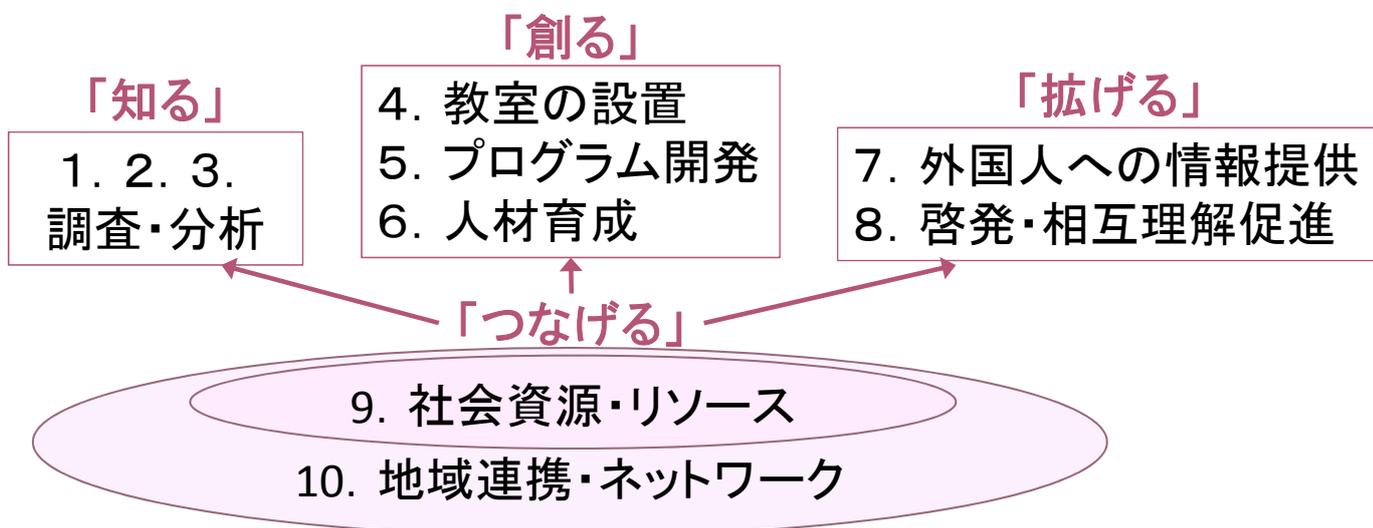
○地域における日本語教育の対象は住民全体
 ↑
 自治体等が行うのは「多文化共生の地域づくり」

- ★地域日本語教育実践プログラム(B)

チェックしてみましょう …○△×

体制整備の実現に向けた段階(4) – つなげる

日本語教育事業はどの程度充実しているか？	
9	地域の社会資源・リソースの発掘と活用
10	地域との連携・ネットワークの構築



★地域日本語教育実践プログラム(B)

体制整備の実現に向けた段階 – 整理

《課題》	外国人の参加	日本語学習の内容	日本人の参加
情報収集 「知る」	①外国人住民の概況の把握(人数・国籍・在留資格・年齢・性別・居住地域など) …基礎データ・分析	②外国人住民の生活課題・日本語学習環境・日本語能力・学習ニーズの把握 …調査・分析	日本人住民の意識 …調査・分析
	③地域における日本語教室・学習者・ボランティアの状況の把握…調査・分析		
日本語教室 設置・運営 「創る」	④外国人の現状,学習環境に応じた日本語教室の設置場所・開催日時の検討	⑤ニーズ・学習環境に応じた日本語教育プログラム・教材の策定	⑥日本語教育に必要な人材・支援者の確保と育成
地域の多文化共生 「拡げる」	⑦外国人住民に対する情報提供		⑧地域の多文化共生に対する啓発・相互理解のための機会創出
日本語教育事業の強化 「つなげる」	⑨に同じ		⑨地域の社会資源・リソースの発掘と活用…社会教育、福祉協議会、NPO等
⑩専門家/地域連携・ネットワークの構築			

GW 課題解決に向けた体制整備の検討

● 課題の設定…個人

- ・ 各地域の課題（問題となる現状）を1つ設定する
- ・ 課題解決した状況（目標）を思い描く

● 課題の解決に向けて…GW

- ・ どのように解決するか？
- ・ どんなりソースが必要か？
- ・ どこと連携するか？

課題解決に向けた協働・連携プランの共有

参考資料

- ・文化庁(2014)日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について(報告)http://www.bunka.go.jp/kokugo_nihongo/bunkasingi/pdf/suishin_130218.pdf
 - ・文化庁(2010～2013)「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案等
http://www.bunka.go.jp/kokugo_nihongo/kyouiku/nihongo_curriculum/index.htm
 - ・日本語教育学会(2008)『外国人に対する実践的な日本語教育の研究開発(「生活者としての外国人」に対する日本語教育事業)―報告書―』
http://www.nkg.or.jp/book/080424seikatsusha_hokoku.pdf
 - ・日本語教育学会(2014)地域日本語ボランティア講座開催のためのガイドブック
http://www.nkg.or.jp/themekenkyu/tabunka/tabunka_guide_oshirase.pdf
 - ・愛知県(2014)愛知県多文化共生社会に向けた地域における日本語教育推進のあり方 <http://www.pref.aichi.jp/0000069985.html>
 - ・愛知県国際交流協会(2015-2016)『「使える」日本語を学ぼう!～行動・体験型の教室活動をつくろう』『同 活動事例集2015』
http://www2.aia.pref.aichi.jp/resource/j/2News/manual_all.pdf
http://www2.aia.pref.aichi.jp/koryu/j/nihongo/jirei_all.pdf
-

日本語教育についての主な取組

文化庁では、日本語教育に関する様々な取組を行っています。日本語教育大会をはじめとする催しや研修、事業の成果等を公開していますので、是非御覧ください。

委員会

- 文化審議会国語分科会（一般傍聴が可能です）
<http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/kokugo/>
- 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会（一般傍聴が可能です）
<http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/nihongo/>
- 「生活者としての外国人」のための日本語教育の内容・方法の充実
(カリキュラム案, ガイドブック, 教材例集, 日本語能力評価, 指導力評価)
http://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/nihongo_curriculum/
※23言語に翻訳された「生活上の行為の事例」や「日本語学習ポートフォリオ」はこちらから

各地の取組例

- 「生活者としての外国人」のための日本語教育事業の取組の報告
各地の取組の報告を掲載しています。平成24年度からは取組において作成された日本語学習のための教材も公開しています。
http://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/seikatsusha/

大会及び協議会

- 日本語教育大会・日本語教育研究協議会
文化庁では、日本語教育の充実と推進を図るため、毎年日本語教育大会・日本語教育研究協議会を開催しています。本年度は、以下の2か所で開催します。

- ・ 東京 8月27日(土), 28日(日)
- ・ 大阪 10月1日(土), 10月2日(日)



プログラムが確定しましたら、御案内いたします。
昨年度の配布資料及び発表資料は、文化庁ホームページで公開しております。
http://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/taikai/

日本語教育についての主な取組

研修

● 地域日本語教育コーディネーター研修

一定の経験を有し、「地域日本語教育のデザイン」を行うキーパーソンとしての立場を果たすことが期待される者等に対して、地域の実情に応じ、外国人の社会参加・多文化共生社会に資する日本語教育の実施を目的とした研修を開催しています。詳細については文化庁ホームページを御覧ください。



http://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/coordinator_kenshu/

情報サイト

● 日本語教育コンテンツの総合情報サイト「NEWS」

「NEWS」(Nihongo Education contents Web sharing System)は、日本語教育に関する教材、カリキュラム、報告書、論文、施策資料等(「日本語教育コンテンツ」)を横断的に検索できる情報検索サイトです。

<http://www.nihongo-ews.jp/>

情報をお寄せください!



● 文化庁広報誌「ぶんかる」

文化庁では各課の取組やイベント情報などのお知らせをWEBで公開しています。

国語課の連載「地域日本語教室からこんにちは!」では、各地で活躍する日本語学習者による日本語・日本文化・地域日本語教室の紹介を掲載しています。

<http://prmagazine.bunka.go.jp/>

地域で活躍する外国人を是非御紹介ください!



● その他の文化庁国語課の主な取組は、こちらから御覧ください。

http://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/

平成28年度文化庁における日本語教育関連事業 年間予定

※実施時期や事業の対象は変更になる場合がありますので、予め御承ください。
日時・会場等の詳細は確定次第、各事業・研修・協議会のWEBページに掲載いたします。

事業・研修・協議会等	主に対象となる方	スケジュール等	申込み期限
<u>都道府県・市区町村等 日本語教育担当者研修</u>	地方公共団体及び国際交流協会等で 日本語教育を担当している方	日時：7月1日(金)10時30分～17時30分 場所：文部科学省13F1～3会議室	6月22日(水)
<u>都道府県・政令指定都市 日本語教育推進会議</u>	都道府県・政令指定都市及び それらの地域の国際化協会において 日本語教育を担当している方 (一般には公開されません)	【東京】 日時：8月26日(金)10時～17時30分 関東・甲信越ブロック：10時～11時30分 北海道・東北ブロック：12時30分～14時 中国四国九州沖縄ブロック：14時15分～15時45分 東海・近畿ブロック：16時～17時30分 場所：文部科学省(予定)	—
<u>日本語教育大会(東京) 日本語教育研究協議会(大阪)</u>	日本語教育関係者及び一般	【東京】 日時：1日目 8月27日(土)13時00分～17時30分 2日目 8月28日(日)10時～16時 場所：文化庁・文部科学省東館 【大阪】 日時：1日目 10月1日(土)13時00分～17時30分 2日目 10月2日(日)10時～15時 場所：大阪市立総合生涯学習センター	開催日の3週間前を予定 ※分科会のみ事前申込み
<u>日本語教育推進会議</u>	日本語教育関係機関・団体 及び関係府省 (一般の方も傍聴可)	日時：9月15日(木) 場所：文部科学省(予定)	未定
<u>地域日本語教育 コーディネーター研修</u>	(1)(2)に当てはまる方で、地域日本語 教育に関する経験を3年以上有し、地方 公共団体、国際交流協会又は社会福 祉協議会が推薦する方 (1)地方公共団体・国際交流協会・地域 の日本語教室等で日本語教育プログラ ムの編成に携わっている方 (2)日本語教育プログラムの実施に必 要な地域の関係機関との調整に携わっ ている方	【西日本地域】 ○研修Ⅰ 日時：10月13日(木)、10月14日(金)の2日間 場所：未定 ○研修Ⅱ 日時：2月24日(金) 【東日本地域】 ○研修Ⅰ 日時：10月17日(月)、18日(火)の2日間 場所：文部科学省(予定) ○研修Ⅱ 2月28日(火)	9月12日(月)
<u>地域日本語教育 コーディネーター・フォローアップ研 修</u>	地域日本語教育コーディネーター研修 を受講された方	【東京】 日時：8月27日(土)10時～12時 場所：文化庁・文部科学省 【大阪】 日時：10月1日(土)10時～12時 場所：大阪市立総合生涯学習センター	開催日の2週間前を予定
「生活者としての外国人」 のための日本語教育事業 (1)地域日本語教育 実践プログラム (2)地域日本語教育 スタートアッププログラム	地方公共団体・教育機関・ 国際交流協会・NPO等	<平成29年度事業> 募集開始：平成28年10月下旬(予定) 応募期限：平成28年12月下旬(予定) 結果通知：平成29年3月中旬(予定)	
<u>日本語教育実態調査</u>	外国人に対する日本語教育又は日本語 教師養成・研修を実施している国内の機 関・施設等(初等中等教育機関を除く)	<平成28年度事業> 調査表配布：平成28年11月(予定) 調査表回収：平成28年12月(予定) ※全国の日本語教育機関・教員・学習者の数を把握する調査です。御協力をお願い致し ます。	
<u>文化庁広報「ぶんかる」 【地域日本語教室からこんにちは！ は！】</u>	日本語教育関係者及び一般	文化庁広報誌「ぶんかる」(WEBサイト)で「地域日本語教室からこんにちは！」連載中。 各地で日本語を学び、地域社会で活躍している「生活者としての外国人」の方の声を隔月で お届けしています。応援よろしくお願ひします。	